

令和 7 年度

産業廃棄物排出事業者等説明会資料

岩手県環境生活部資源循環推進課
盛岡市環境部廃棄物対策課

令和 7 年度産業廃棄物排出事業者等説明会資料

目 次

【資料 1】 排出事業者の責務と廃棄物処理法等の概要について	P. 1
【資料 2】 産業廃棄物の処理に係るセルフチェックシート	P. 32
【資料 3】 循環型地域社会三条例による本県の実施について	P. 36
【資料 4】 PCB 廃棄物の処理について	P. 41
【資料 5】 石綿飛散防止対策の強化について	P. 46
【資料 6】 「廃棄物データシート (WDS)」を活用した適正な処理のために必要な事項の情報の提供について	P. 56
【巻末資料】 岩手県からのお知らせ	P. 59

排出事業者の責務と 廃棄物処理法等の概要について



岩手県環境生活部資源循環推進課
各広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センター）
盛岡市環境部廃棄物対策課

1

関連する法律及び条例

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（→廃棄物処理法。以下、「法」）

その他、政省令等も参考のこと。

◆循環型地域社会の形成に関する条例

（→以下、「条例」）

※スライド右上の数字は、カラー冊子「産業廃棄物の適正処理のために」のページ番号を表しており、次の例により字体を分けています。

【例】

5

カラー冊子5ページ
（普通）産業廃棄物関係

29

カラー冊子29ページ
特別管理産業廃棄物関係

2

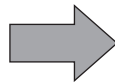
「廃棄物」とは

5

■廃棄物の定義（法第2条）

人間の活動に伴って生じた物のうち、自分で利用したり他人に売却できないため不要となった液状又は固形状の物

- 性状
- 排出状況
- 通常取扱形態
- 取引価値の有無
- 占有者の意思

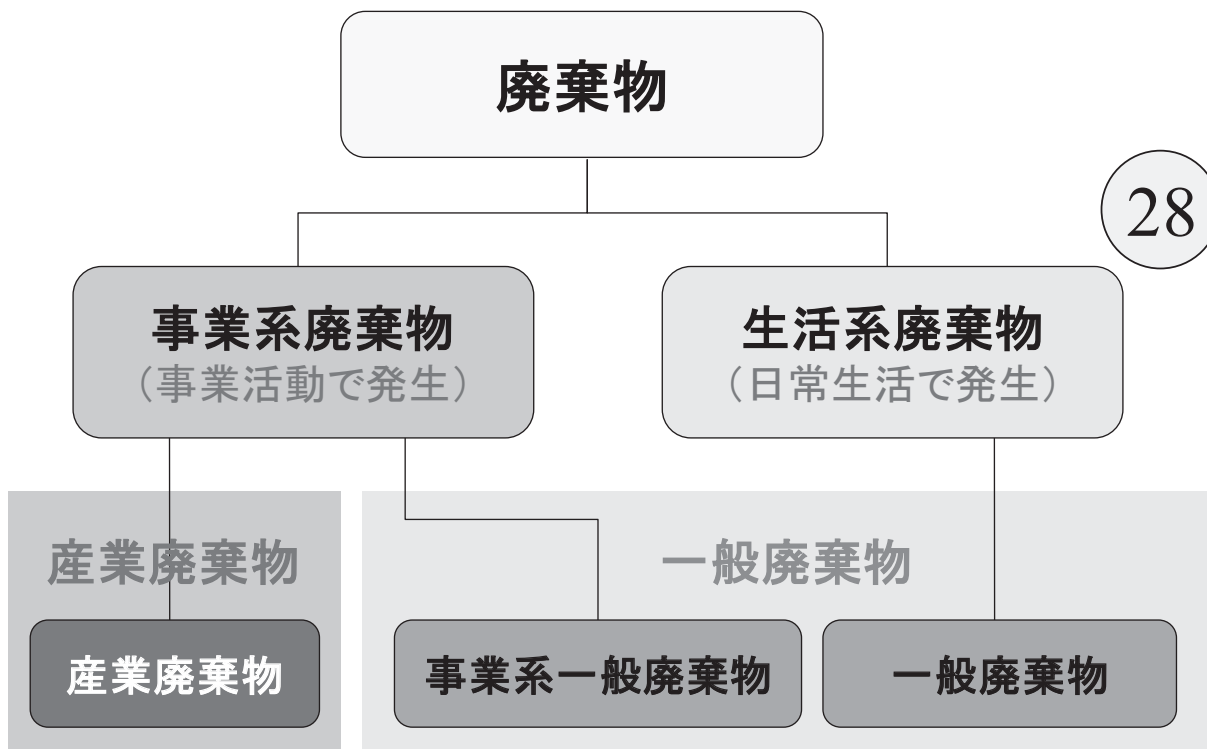


廃棄物に該当するか
否か総合的に判断

3

産業廃棄物と一般廃棄物

5



28

※災害に伴い生じる廃棄物は、一般廃棄物に分類されます。

4

産業廃棄物と一般廃棄物

5

産業廃棄物

- 産業廃棄物
- 特別管理産業廃棄物

一般廃棄物

- 一般廃棄物
- 特別管理一般廃棄物

「特別管理」とは？

29

→爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物

例： 感染性廃棄物（例：血液の付着した針）、
引火点70℃未満の揮発油類、廃水銀等、アスベスト、PCB

5

事業者の責任

6

■事業者の責務（法第3条）

- ①廃棄物を「自らの責任」において適正に処理すること
- ②再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること
- ③製造、加工、販売等に際し、排出された廃棄物の処理が困難とならないようにすること
- ④国、県、市町村の施策に協力すること

■事業者の処理（法第11条）

事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない

- ・自らが処理を行う
- ・産業廃棄物処理業の許可を持つ事業者へ処理を委託

6

1. 産業廃棄物の処理

排出事業者による処理（処理基準等）

- ① 保管基準
- ② 運搬基準
- ③ 処分の基準（規制）
- ④ 建設工事における元請責任
- ⑤ 建設資材廃棄物の適正処理

7

1. 産業廃棄物の処理

6

① 産業廃棄物の保管基準

◆排出事業場での運搬されるまでの保管基準（規則第8条）

(1) 囲い

(2) 飛散、流出、地下浸透、悪臭、ネズミ、害虫の発生防止

(3) 積上げ高さの制限

ア 廃棄物が囲いに接していない場合、囲いの下端から勾配50%以下

イ 廃棄物が囲いに接する場合

・囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下

・囲いから2m以上内側は、勾配50%以下

(4) 掲示板

※ 石綿含有産業廃棄物の場合、仕切り、覆いや梱包等

水銀使用製品産業廃棄物の場合、仕切り等

8

1. 産業廃棄物の処理

6

① 産業廃棄物の保管基準

(4) 掲示板の例(排出事業場における保管)

60 センチ 以上	産業廃棄物の保管施設		→ 保管場所であること
	廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類	→ 保管する産業廃棄物の種類(※)
	管理者の氏名又は名称、連絡先	株式会社 ○○建設 019-☆☆-7777	→ 管理者の氏名又は名称及び連絡先
	最大保管高さ	△.△m	→ 最大保管高さ (※屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)
60センチ以上			

(※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨も記載)

9

1. 産業廃棄物の処理

6

① 産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物の場合

- (1) 囲い
- (2) 飛散、流出、地下浸透、悪臭、ネズミ、害虫の発生防止
- (3) 積上げ高さの制限
- (4) 掲示板
- (5) 仕切り等により他のものと混合防止
- (6) 腐食、飛散、腐敗防止(種類に応じた措置)

10

10

1. 産業廃棄物の処理

6

① 産業廃棄物の保管基準

23

◆屋外保管量の見込みの把握及び記録（条例第20条の2）

- (1) 屋外で産業廃棄物を保管する事業者は、年度ごとに最大保管量の見込み(以下「見込み」)を把握し、記録

【例外の業種】廃棄物処理施設等の設置者、畜産農業、金融・保険業、宿泊業、教育・学習支援業又はサービス業(学術・開発研究機関並びに自動車修理業及び機械等修理業を除く)。
また、上記以外の業種であっても、飲食店(食品製造業を営む事業場を除く)、販売又は総務的事務を行う事業場は除きます。

- (2) 見込みが次のいずれかに該当する場合、帳簿を作成

- ア 廃油・廃酸・廃アルカリ・ばいじん 1t又は1m³以上
- イ 自動車用廃タイヤ 100本以上
- ウ 上記以外の産業廃棄物 10t又は30m³以上

- (3) 帳簿には次の内容を記録し、5年間保存

- ・保管可能量（保管基準(法第12条第2項)に従う保管）
- ・年度当初(4月1日)、年度末(翌年3月31日)の保管量
- ・搬入(搬出)した年月日・種類・量及び搬入(搬出)後の保管量

11

1. 産業廃棄物の処理

6

② 産業廃棄物の運搬基準

◆産業廃棄物の収集又は運搬の基準（施行令第6条第1号）

- (1) 飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止措置

- (2) 運搬車両への表示義務

産業廃棄物の運搬車両である旨

氏名・名称

車両の両側面に表示

見やすい色・字体

- (3) 運搬車両への書面の備えつけ義務

12

1. 産業廃棄物の処理

7

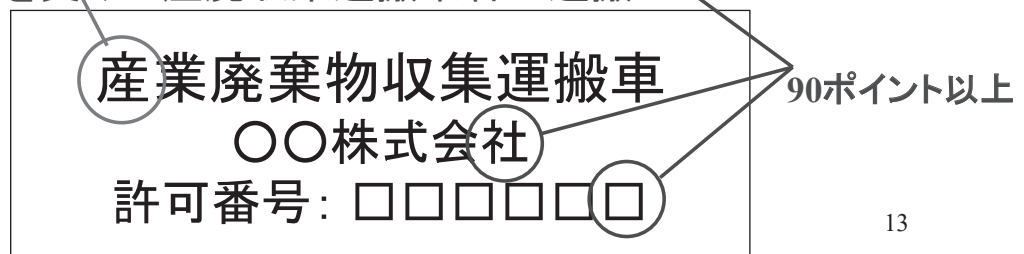
② 産業廃棄物の運搬基準

(2) 運搬車両への表示義務

- 排出者が自ら運搬



- 委託を受けた産廃収集運搬業者が運搬



13

1. 産業廃棄物の処理

7

② 産業廃棄物の運搬基準

(3) 運搬車両への備えつける書面

- 排出者が自ら運搬

・以下のことがすべて書かれた書類

- ①氏名又は名称・住所
- ②産業廃棄物の種類と数量
- ③積載日、積載した事業所の名称・所在地・連絡先
- ④運搬先事業所の名称・所在地・連絡先

- 委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者が運搬

・産業廃棄物管理票

・産業廃棄物収集運搬業の許可証(コピー)

14

1. 産業廃棄物の処理

7

② 産業廃棄物の運搬基準

特別管理産業廃棄物の場合

- (1) 飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止措置
- (2) 運搬車両への表示義務
- (3) 運搬車両への書面の備えつけ義務
- (4) 他のものと混ざらないようにする
- (5) 種類及び注意事項を記載した書類を携帯
- (6) 感染性産業廃棄物は、収納しやすく、密閉でき、損傷しにくい容器

10

15

1. 産業廃棄物の処理

③ 処分の基準(規制)

(1) 焼却処理＝原則禁止 (法第16条の2)

18

- 構造基準を満たした焼却設備を用いて、大臣が定める方法で焼却する場合のみ可

7

(2) 埋立処分＝原則禁止 (法第16条)

17

- みだりに捨てると、不法投棄に該当 (土地所有者が許しても禁止)
- 産業廃棄物最終処分場の設置許可を得て、基準を満たす埋立て及び維持管理を行う場合のみ可

8

16

1. 産業廃棄物の処理

20

④ 建設工事における元請責任

(1) 建設工事に伴い生じた廃棄物は、元請業者が
排出者として適正処理の責任を負う（法第21条の3）
→建設廃棄物は「元請業者が排出した廃棄物」

(2) 建設工事現場内で廃棄物を保管する場合、元
請業者と下請負人双方に保管基準が適用

17

1. 産業廃棄物の処理

20

④ 建設工事における元請責任

(3) 下請人が建設廃棄物を運搬、処分する場合
→下請人は産業廃棄物処理業の許可が必要
→元請業者から、基準に従った委託及びマニフェストの
交付を受ける必要あり

◆解体、新築、増築以外の工事であって、少量かつ要件を全て満たす場合、
下請負人が運搬できる例外規定あり
(要件については「産業廃棄物の適正処理のために」p.20参照のこと)

(4) 下請負人が行った不適正処理の責任が、元請
業者にも及ぶことがある（法第19条の5第1項第4号）

18

1. 産業廃棄物の処理

22

⑤ 建設資材廃棄物の適正処理

◆建設資材廃棄物の適正処理（条例第21条）

●「発注者」の努力義務

- ① 処理費用を適正に負担
- ② 処理状況を確認

●「元請業者（＝建設廃棄物の排出事業者）」の実施義務

- ① 発注者へ処理方法と処理に要する費用を書面で交付し説明
- ② 県又は特定行政庁へ処理方法を届出（変更・中止等を含む）

19

2. 処理の委託

9

産業廃棄物処理業者への委託（委託基準）

- ① 収集運搬は収集運搬業者へ、処分は処分業者等の委託できる者へそれぞれ委託（法第12条第5項）
- ② 処理委託契約書を作成（法第12条第6項）
- ③ 運搬から最終処分まで、全ての処理が適正に行われることを確認（条例第22条、法第12条第7項）
- ④ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用（法第12条の3）

20

2. 処理の委託

9

①収集運搬は収集運搬業者へ、処分は処分業者へ委託

(1)許可の有無

産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可はあるか？
(再生利用の認定や広域的処理の認定を受けた者も可)

(2)事業の範囲(許可された品目)

委託予定の産業廃棄物を扱うことが出来るか？

(3)能力の確認(施設的能力等)

確実に処理できる能力を持っているか？(実地確認等を行うこと)

21

2. 処理の委託

9

②委託契約書を作成

(1)書面にて委託契約を結ぶ必要があること

※法で定める必要事項を記載すること

- 産業廃棄物の種類・量
- 運搬の最終目的地、中間・最終処分場所、施設能力等
- 契約の有効期間・料金
- その他環境省令で定める項目
- 事業の範囲に含まれることを証する書面(許可証の写し)

(2)契約書は、契約終了の日から5年間保存

22

2. 処理の委託

9

② 委託契約書を作成

特別管理産業廃棄物の場合

- (1) 書面にて委託契約を結ぶ必要があること
※法で定める必要事項を記載すること
- (2) 契約書は、契約終了の日から5年間保存

+

(3) 事前に書面で通知 (特別管理産業廃棄物)

- ① 特別管理産業廃棄物の種類、量、性状、荷姿
- ② 取扱い注意事項

11

23

2. 処理の委託

② 委託契約書を作成

法施行規則改正により、令和8年1月1日から、処理委託契約書に含まれるべき事項が追加されます。

◆対象事業者

第一種指定化学物質等取扱事業者

※「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者

◆追加記載事項

産業廃棄物に含まれ、又は付着している第一種指定化学物質の名称及び量又は割合

24

2. 処理の委託

24

③ 全ての処理が適正に行われることを確認

◆委託先の適正処理能力確認等を実施(条例第22条)

(1) 産業廃棄物の処理を委託する前

【収集運搬】

- ・運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地調査(※)

【処分】

- ・処理施設を実地調査(※)
- ・処理能力(埋立処分は残余容量)及び処理実績の確認
- (※) 自らの責任において実地調査している者から聴取・確認する場合を含む。

(2) 【処分】を委託した後

- ・年1回以上、処分の状況を実地調査
- ・1年以上継続して委託する場合、上記【処分】の確認を、年1回以上実施

25

2. 処理の委託

24

③ 全ての処理が適正に行われることを確認

◆適正処理能力確認の結果は記録し、5年間保管 (条例規則第15条第2項)

◆法律でも規定 (法第12条第7項)

委託する場合、処理状況の確認を行い、最終処分終了までの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めること

9

○実地確認のポイント(例)

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の場合、残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか

○処理能力確認のポイント(例)

- ・処理業者の公表情報から、処理状況・維持管理状況・稼働状況等を確認

26

2. 処理の委託

9

委託の注意点(再委託の禁止)

◆再委託 = 原則禁止 (法第14条第16項)

処理を受託した処理業者が、その産業廃棄物の処理をさらに別の処理業者に委託すること

(例外として再委託が認められる要件)

排出事業者からあらかじめ書面による承諾を受けていること等、再委託の基準が満足されている場合(法施行令第6条の12)

27

2. 処理の委託

12

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

○マニフェストの例



28

排出事業者の氏名
又は名称、住所

交付年月日

交付番号

排出事業場
の名称、所在地

交付担当者氏名
押印不要

産業廃棄物の種類

産業廃棄物の数量

荷姿

産業廃棄物の処分方法

最終処分予定地

運搬受託者の
氏名又は名称、住所

処分受託者の
氏名又は名称、住所

運搬先事業場の
名称、所在地

積替え保管する場合、
積替保管場所の所在地

運搬担当者の氏名・受領欄にサインまたは受領印

照合確認(B2票、D票、E票返送後
A票と照合した日付を記入)

発行元：公益社

29

2. 処理の委託

12

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

【交付時の留意事項】

- (1) 委託業者に産業廃棄物を引き渡すと同時に交付
- (2) 産業廃棄物の種類ごとに交付
- (3) 運搬先が2つ以上である場合は、運搬先ごとに交付
- (4) 産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が、マニフェストに記載された事項と相違が無いことを確認のうえ交付

(参考)上記の例外

- ・シュレッダーダストのように、複数の種類の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合には、1つの種類としてマニフェストを交付してもよい
- ・原則として運搬車毎に交付するが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ運搬先が同一である場合には、1回の引渡しとしてマニフェストを交付してもよい
- ・産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合でも、運搬先が複数の場合には、運搬先ごとにマニフェストを交付する必要がある

30

2. 処理の委託

12

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

【交付した後の留意事項①】

(1) 委託業者から返送されたマニフェストで処理状況を確認

- B2票
- D票
- E票

委託業者は、それぞれの処理終了から
10日以内に回付することとなっている

(2) 原本(A票)及び写し(B2票、D票、E票)は5年間保存

(3) 次の場合、状況を把握し必要な措置を講じたうえ、県(盛岡市内の事業場から発生した場合は盛岡市)へ報告 (法第12条の3第8項)

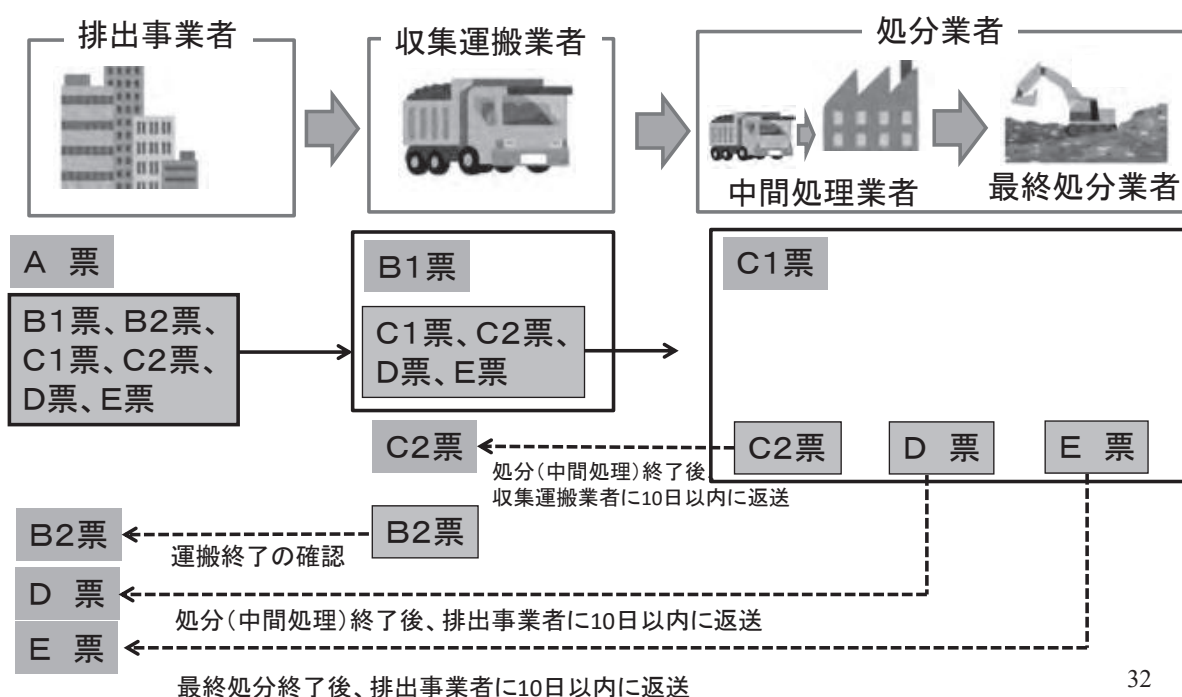
- 一定期間を過ぎても委託業者からマニフェストが戻ってこないとき
⇒【B2票、D票】: 交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)
⇒【 E票 】: 交付の日から180日
- 記載事項不備又は虚偽記載があるマニフェストの写しを受けたとき
- 受託者から処理困難通知(法第14条第13項、法第14条の4第13項)を受けたとき

31

➡ 産業廃棄物の流れ

交付するべき帳票 ———→ 交付の流れ - - - - -> 返送の流れ

保管するべき帳票



32

2. 処理の委託

12

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

【交付した後の留意事項②】

(4)前年度のマニフェストの交付状況は、毎年6月30日までに、
県又は盛岡市へ交付等状況報告書として報告

- 報告書は、排出事業場ごとに作成 (法人として全てまとめることはNG)
- 報告先は、排出事業場を所管する振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター又は盛岡市 (県外に本社がある場合も同様)
例:排出事業場が花巻市(花巻工場)と盛岡市(盛岡支店)にある場合
⇒花巻工場分は県(花巻保健福祉環境センター)、盛岡支店分は盛岡市へ提出
※建設工事の場合も、現場ごとに所管する部・センター又は盛岡市への提出が原則。ただし、建設工事に限り、工事を管轄する支社及び営業所等の単位で複数現場分を取りまとめても可(その場合でも、盛岡市内の現場分については盛岡市へ分けて提出が必要)
- 電子マニフェストを使用した場合は、報告不要

33

2. 処理の委託

13

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

●電子マニフェストについて

- パソコンのほか、スマホ・タブレットでも情報入力が可能
- 紙伝票の保管が不要 (5年間システムの記録を確認可能)
- 法定記載事項の記載(入力)漏れがない
- 毎年のマニフェスト交付等状況報告書は提出不要

法改正により、令和2年4月1日から、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者(年間50t以上)は、電子マニフェストの利用が義務化されています。

34

2. 処理の委託

電子マニフェストの項目追加(令和9年4月1日～)

◆追加される項目

- ・ 処分業者の名称と許可番号
- ・ 処分事業場の名称と所在地、処分方法、処分方法ごとの処分量
- ・ 処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類と量

◆対応

中間処理業者が、最終処分の報告時に最終処分が終了するまで又は再生をするまでのすべての処分について、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」及び「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量」を報告

→ 排出事業者が産業廃棄物処理の流れをより詳細に把握できる

35

3. その他排出者がすべきこと

排出事業者が行うべき報告・記録等の義務

- ① 年度報告
- ② 多量・準多量排出者の計画及び報告
- ③ 帳簿の整備
- ④ (特別管理)産業廃棄物管理責任者の設置

36

3. その他排出者がすべきこと

① 年度報告（排出事業者）

◆ マニフェストを書面で交付した排出事業者

⇒ 産業廃棄物管理票交付状況等報告書

12

◆ 特別管理産業廃棄物を排出した排出事業者

⇒ 特別管理産業廃棄物処理実績報告書

18

それぞれ、毎年6月30日までに、前年度の状況を県（※盛岡市）に報告

（例）令和7年4月1日～令和8年3月31日の状況を、令和8年6月30日までに報告

37

3. その他排出者がすべきこと

① 年度報告（許可を有する業者）

◆ 産業廃棄物処理施設（法第15条設置許可対象）を設置する事業者

⇒ 産業廃棄物処理実績報告書

18

◆ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可業者

⇒ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬・処分実績報告書

それぞれ、毎年6月30日までに、前年度の状況を県（※盛岡市）に報告

（例）令和7年4月1日～令和8年3月31日の状況を、令和8年6月30日までに報告

38

3. その他排出者がすべきこと

② 多量・準多量排出者の計画及び報告

◆多量排出事業者とは（法第12条第9項、法第12条の2第10項）

- ・産業廃棄物の発生量が1,000トン/年以上
- ・特別管理産業廃棄物の発生量が50トン/年以上

9

11

◆準多量排出事業者とは（条例第9条の2）

- ・産業廃棄物の発生量が500～1,000トン/年

25

6月30日までに、県(※盛岡市)に次の書類を提出

①廃棄物の減量その他の処理計画書

（前年度（4月1日～3月31日）の発生量が該当した場合）

②処理計画に基づく実施状況報告書（①を作成した翌年度）

39

3. その他排出者がすべきこと

③ 帳簿の整備

◆産業廃棄物処理施設（法第15条設置許可対象）を設置する事業者

◆産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可業者

◆特別管理産業廃棄物を排出する事業者

11

○排出の都度、帳簿に法で定められた事項を記載

○1年ごとに閉鎖、5年間保管

※管理票制度における記載事項と重複しないよう、処理を委託した場合には当該委託に係る事項の記載不要

40

3. その他排出者がすべきこと

④（特別管理）産業廃棄物管理責任者の設置

◆特別管理産業廃棄物管理責任者（法第12条の2第8項）

11

- ・特別管理産業廃棄物を排出する事業場ごとに設置
- ・資格要件あり（法第12条の2第9項）
 - （例1）医師・薬剤師・看護師（感染性廃棄物）
 - （例2）特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の修了者
- ・責任者を設置又は変更した場合、30日以内に事業場を所管する振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター又は盛岡市へ届出が必要

◆産業廃棄物管理責任者（条例第22条の2）

23

- ・建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業の事業場ごとに設置
- ・資格要件はなし

41

ケーススタディ（不適正事例）による振り返り

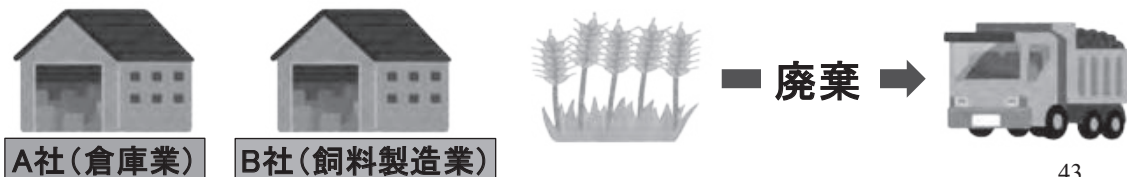
42

【ケース1】 業種限定のある廃棄物の処理①

倉庫業を営むA社は、穀物を購入し飼料製造業B社に卸している。

A社が移送中にこぼれて出荷できなくなった穀物が一定量溜まったため、事業系一般廃棄物として市のクリーンセンターに持ち込んだ。

ついでに、取引先であるB社で廃棄予定の飼料も一緒に持ち込んだが、もとは同じ穀物なので、一緒に処理しても問題ないと考えている。



43

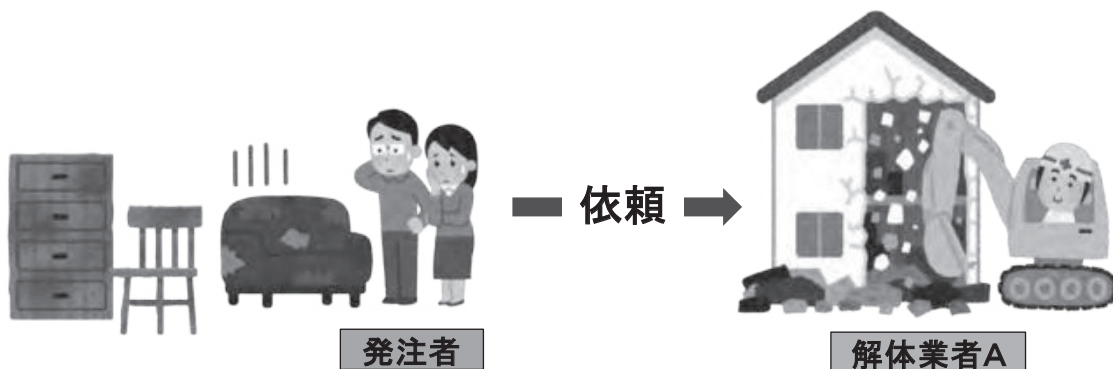
【ケース1 解説】 (業種限定のある廃棄物の処理①)

- 産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とされています(法第2条第4項)。
- 不要となった穀物は、食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業、飼料製造業などから排出される場合にのみ産業廃棄物の動植物性残さに該当します。
(法施行令第2条第4号、昭和46年環整第45号通知)
- 今回処分した廃棄物について、A社が移送中にこぼした穀物は倉庫業から排出されたため、一般廃棄物に該当し、A社が事業系一般廃棄物として処理する必要がありますが、B社が廃棄予定の飼料は、原料が同じであっても、飼料製造業から排出されたものであるため、B社が産業廃棄物として処理する必要があります。

44

【ケース2】 解体工事における残置物の処理

解体業者Aが一般住宅の解体を請け負った。
その際、解体予定の家には家具等が多く残されており、発注者からそれらの処理を頼まれた。



45

【ケース2 解説】 (解体工事における残置物の処理)

- ・ 解体に伴い生じた廃棄物について、処理責任は元請業者にあります。解体時に所有者等が残置した廃棄物(残置物)については、その処理責任は所有者等にあります。
- ・ 残置物について、一般家庭から排出される場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により事業系一般廃棄物又は産業廃棄物となります。
- ・ 一般廃棄物であった残置物の処理を受託する場合は、市町村から当該残置物の処理に係る委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければなりません。

(平成30年環循適発第1806224号、環循規発第1806224号通知)

46

【ケース3】 石綿含有建材を含む建築物解体

元請A社は、レベル3建材を含み、床面積の合計が80m²以上の建築物解体を受託した。

解体に伴って発生したレベル3のがれき類と、石綿除去作業で使用した作業着等を下請B社に処分場まで運搬させようとしている。



47

【ケース3 解説】 (石綿含有建材を含む建築物解体)

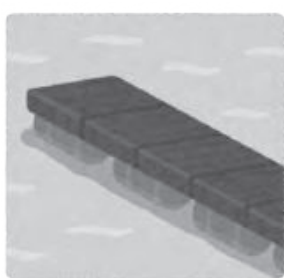
- ・ 原則、建設工事に伴い生ずる廃棄物は、元請A社が排出事業者となり、自ら適正に処理又は、適正に処理委託する責任を負います。(法第21条の3)
- ・ 下請B社がレベル3のがれき類を処分場まで運搬するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。(法第14条第1項)
- ・ レベル3建材の解体作業で使用した作業着等は、石綿が付着しているおそれのあるものについては、付着した石綿を吸い取る又は拭き取ることが望ましく、それが難しい場合は石綿含有廃棄物が付着した廃棄物として、石綿含有廃棄物と同様に扱われる必要があります。

48

【ケース4】 工作物の撤去により不要となる捨石の取扱い

浮棧橋のコンクリート基礎が海中にあり、基礎及び海底を保護するため、基礎の周囲に捨石（自然石を砕いたもの）が敷設されている。

現在の浮棧橋を撤去し、新たに同じ位置に浮棧橋を整備する計画があるが、当該捨石の取扱いについて、検討することとなった。



49

【ケース4 解説】

（工作物の撤去により不要となる捨石の取扱い）

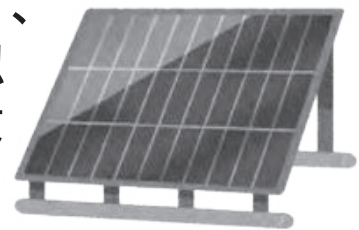
- ・ 産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とされています（法第2条第4項）。
- ・ 政令で定める廃棄物には、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（いわゆるがれき類）があり、今回の工事で当該捨石が不要となり、撤去する場合には、産業廃棄物のがれき類として処理する必要があります。（施行令第2条第9号）
- ・ なお、類似事例として、昭和54年11月26日付け環整備第128号、環産第42号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長、産業廃棄物対策室長通知において、鉄道の線路から除去された砂利は、がれき類に該当するとの見解が示されています。

50

【ケース5】 廃太陽光パネルの処理委託

建設現場にて廃太陽光パネルが排出され、排出者であるA社は、中間処理施設（破砕）及び安定型最終処分場を所有するB社へ処分を委託した。

B社は、最終処分場では廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの許可を取得していたが、中間処理においては、がれき類の許可しか取得していないにも関わらず、廃太陽光パネルの処理が可能と誤認し、A社も許可証をよく確認しないまま処理を委託してしまった。



51

【ケース5 解説】 (廃太陽光パネルの処理委託)

- ・ 廃太陽光パネルは、一般的には、「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われるため、処分する際は排出者はそれらの許可品目を持つ収集運搬業者や処分業者に委託するよう注意しなければなりません。（法第12条第1項）
- ・ 「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「廃プラスチック類」は本来、安定型最終処分場で処分するところですが、廃太陽光パネルは鉛等の有害物質を含有する可能性があることから、原則として管理型最終処分場で埋立処分すべきであるとガイドラインで定められています。

52

【ケース6】 JVが排出する産業廃棄物の取扱い

JV(共同企業体)が元請である工事に伴い発生した産業廃棄物(がれき類)を、JVの構成員のうち産業廃棄物処分業の許可を有する構成員のA社が、自らが排出した廃棄物として中間処理を行うこととした。



53

【ケース6 解説】 (JVが排出する産業廃棄物の取扱い)

- ・ JVの元請工事で発生した廃棄物の処理責任は、JVの構成員となっている各法人にあります。(法第21条の3)
- ・ 構成員Aが処分を行う場合には、原則として他者への委託(構成員A以外の構成員から構成員Aへの委託)に該当します。
- ・ 処理委託契約は、JV構成員の連名で締結する必要があり、JVの構成員Aが中間処理を行う場合、委託契約は各JV構成員から処理を行う構成員Aを除いた者の連名と、処理を行う構成員Aとで行う必要があります。
- ・ ただし、施工場所等が各構成員ごとに明確であり、処理責任がJV協定書等で明確に定められている場合等は、当該工区等を施工するJV構成員が個別に自社運搬・処分することが可能な場合があります。

54

【ケース7】 任意組合による鶏糞処理

養鶏業に係る任意組合が設置する設置許可対象外の焼却処理施設（共同処理施設）において、組合員が排出した産業廃棄物（鶏糞）を、任意組合が自己処理として焼却していた。



55

【ケース7 解説】 （任意組合による鶏糞処理）

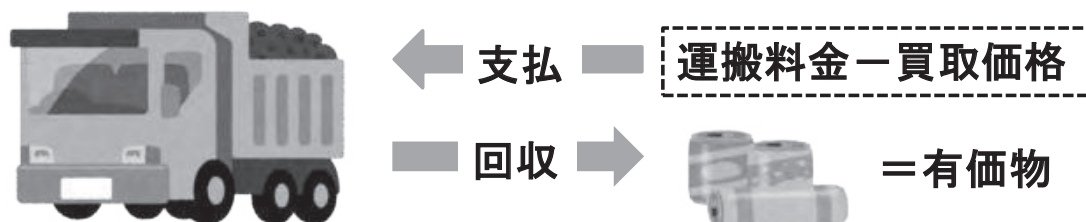
- ・ 法では、処分業や廃棄物処理施設の許可対象を個人又は法人としています。
- ・ 設置許可対象外の廃棄物処理施設も同様に考え、民法上の使用権原等が各組合員にあったとしても、施設の設置者は個人又は法人である必要があり、今回のケースでは設置者は任意組合の組合長と考えられます。
- ・ 自らその産業廃棄物を処分する場合は、産業廃棄物の処分業の許可は不要ですが、他者の産業廃棄物を処分するには処分業の許可が必要です（法第14条第6項）。
- ・ 今回のケースでは、組合長が鶏糞の処理を行う場合は自ら処理となりますが、他の組合員の鶏糞を処理することは、産業廃棄物処分業許可を有していないため、無許可営業に当たります。

56

【ケース8】 有価物と称した産業廃棄物の処理

事業で発生した飲料容器を廃棄物収集運搬業の許可を有するリサイクル業者に有償で買い取ってもらった。

運搬はリサイクル業者に他の廃棄物と併せて運搬してもらい、排出事業者は運搬料金から買取価格を引いた金額を支払っている。



57

【ケース8 解説】

(有価物と称した産業廃棄物の処理)

- ・ 収集運搬料金が買取価格を上回り、「逆有償」の状態となっているため、排出時点では廃棄物として取り扱う必要があります。
- ・ 空きビン(ガラスくず)、空き缶(鉄くず)は「専ら物(専ら再生利用の目的となる廃棄物)」として取り扱うことができますが、委託契約の締結が必要となります。(法第12条第6項)
- ・ 廃ペットボトル(廃プラスチック類)は市況や取扱状況等によっては廃棄物に該当する可能性があり、「専ら物」に該当しません。
- ・ 廃棄物として取り扱う場合は通常の委託基準が適用され、委託契約の締結、マニフェストの交付が必要となります。(法第12条の3第1項及び法第12条の4第2項)
- ・ 廃棄物を処分(リサイクル)するに当たり、排出事業者が適正な対価(料金)を負担していない場合は排出事業者責任も問われることとなります。

58

【ケース9】

移動式・固定式施設の該当判断及び事業場外保管

事業者Aは、建設工事に伴い発生するがれき類を工事現場に置くスペースがなかったため、工事現場から離れた借地に一時的に事業場外保管した。

処理施設に運搬したところ、廃棄物の大きさが受入基準外であったため、当該保管場所に戻り、処理能力5トン/日を超える破砕機で細かく砕いた。

事業者Aは、移動式破砕施設のため、産業廃棄物処理施設の設置許可は不要と考えている。



59

【ケース9 解説】

(移動式・固定式施設の該当判断及び事業場外保管)

- ・ 事業場外保管場所が300㎡以上の場合は、事前に都道府県知事に届出が必要です。(法第12条第3項)
- ・ 事業場外保管をする際には保管の基準に従わなければなりません。(法第12条第1項)
- ・ 1日当たりの処理能力が5トンを超える破砕機は、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要になります。(法第15条)
- ・ 移動式施設の場合、排出事業者であれば、産業廃棄物処理施設の設置許可は不要ですが、本事案は固定式施設とみなされるため、設置許可が必要です。
- ・ 移動式施設とは排出現場に設置する施設であり、排出現場以外に設置する施設は固定式施設に該当します。

60

まとめ（排出事業者の責務）

- 資料2の「産業廃棄物の処理に係るセルフチェックシート」を活用のうえ、自社（者）の産業廃棄物処理体制が適正かどうか、確認してください。

★「産業廃棄物の処理に係るチェックシート」は、環境省が作成した「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の内容と、岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」で定める排出事業者の措置等の規定を組み合わせ、本県が独自に作成したものです。

産業廃棄物の処理に係るセルフチェックシート

このチェックシートは、環境省が平成29年6月に公表した「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の内容と、岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」で定める排出事業者の措置等の規定を組み合わせたものです。

略称 「法」：廃棄物処理法、「令」：同施行令、「規」：同施行規則、「条」：循環条例、「条規」：同施行規則

○ 排出時

1. 自社の事業活動から排出される廃棄物の発生工程と種類を書いてみましょう (例：建築物の解体によって発生する木くず、廃プラスチック類、金属くず … など)	
2. 廃棄物該当性の判断及び廃棄物の分別を行っていますか	○or×
(1) 各種判断要素（物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等）により、廃棄物該当性を総合的に判断していますか（法第2条第1項等）	
(2) 廃棄物の分別を下記の区分により行っていますか（法第2条第2、4、5項等） ①産業廃棄物と一般廃棄物、②産業廃棄物の種類ごと又は名称ごと、③特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物	
3. 産業廃棄物管理責任者を設置していますか	○or×
一定の事業（建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、水道業）を営む事業者は、産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、 産業廃棄物管理責任者 を設置していますか（条第22条の2、規第15条の2）	
4. 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置していますか	○or×
(1) 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、 特別管理産業廃棄物管理責任者 を設置していますか（法第12条の2第8項）	
(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者は、資格を有していますか（法第12条の2第9項、規第8条の17）	

○ 保管・記録

1. 産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管は適正ですか（法第12条第2項、規第8条）	○or×
(1) 周囲に 囲い はありますか	
(2) 下記事項を記載した 掲示板 （縦・横60cm×60cm以上）はありますか ①産業廃棄物の保管場所である旨、②廃棄物の種類（※）、③管理者の氏名又は名称及び連絡先、 ④屋外で容器を用いずに保管する場合は最大積上げ高さ （※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨も記載する）	
(3) 飛散・流出、地下浸透、悪臭、害虫発生防止措置 を講じていますか	
(4) 屋外で容器を用いずに保管する場合、 基準に適合した積上げ高さ となっていますか	
(5) 汚水が生じるおそれがある場合、公共水域等の汚染防止のために必要な 排水溝等の設置 をする とともに、 底面を不浸透材料で覆う 措置を講じていますか	
(6) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合、下記の措置を講じていますか ① 仕切り等 を設けて他のものと分ける、② 覆い や 梱包等 による飛散流出防止	
(7) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合、 仕切り等 を設けて他のものと分けていますか	
(8) 特別管理産業廃棄物を保管する場合、下記の措置を講じていますか（法第12条の2第2項、規第8条の13） ① 仕切り等 を設けて他のものと分ける、② 種類に応じた措置 （高温・腐食・腐敗・飛散等の防止）	
2. 事業場の外で保管する場合に事前に届出をしていますか（法第12条第3項、規第8条の2）	○or×
※建設工事に伴い生じた産業廃棄物であって、事業場外の保管面積が300㎡以上の場合	
3. 屋外保管記録を実施していますか（条第20条の2、条規第13条の2）	○or×
(1) 屋外で産業廃棄物を保管する場合、あらかじめ保管しようとする土地における最大保管量の見込みを把握し、記録していますか	
(2) 最大保管量の見込みが下記のア～ウのいずれかに該当する事業者は、帳簿を備え、屋外に保管する産業廃棄物に関する事項を記載し、これを5年間保存していますか ア 廃油・廃酸・廃アルカリ・ばいじん 1t又は1m ³ 以上 イ 自動車用廃タイヤ 100本以上 ウ ア、イ以外の産業廃棄物 10t又は30m ³ 以上	

○ 委託処理

1. 産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託する場合は、委託基準に適合していますか (法第12条第5, 6項, 令第6条の2)	○or×
(1) 委託先は産廃処理業許可等を有しており、委託する産業廃棄物の種類が事業範囲に含まれていますか(処理業許可証, 現地確認等)	
(2) 特別管理産業廃棄物を委託する場合、あらかじめ種類や数量、注意事項等を文書で通知していますか(法第12条の2第6項, 令第6条の6, 規第8条の16)	
2. 委託先の産廃処理業者が、廃棄物を適正に処理する能力を備えているか確認(適正処理能力確認)し、その結果を記録していますか(条第22条, 条規第15条)(法第12条第7項)	○or×
(1) 【運搬委託】収集運搬車両, 機材, 容器, 積替え保管施設 【処分委託】処理施設, 処理能力(埋立の場合は処分場の残余容量), 処理実績	
(2) 1年を超えて同一業者に委託する場合は、1年以内に再度適正処理能力確認を行っていますか	
(3) 処分の状況を1年に1回以上実地に確認していますか	
(4) (1), (2)の記録は、5年間保存していますか	
3. 委託先の産廃処理業者と、委託契約を締結していますか(法第12条第6項, 令第6条の2)	○or×
(1) 委託契約は書面により行い、運搬業者と処分業者それぞれと直接契約していますか	
(2) 委託契約書には、下記の事項が記載されていますか(令第6条の2, 規第8条の4, 規第8条の4の2)	
① 委託する産業廃棄物の種類, 数量	
② 【運搬委託】運搬の最終目的地の所在地	
③ 【処分委託】処分場所の所在地, 処分方法, 施設の処理能力	
④ 【最終処分委託】最終処分場所の所在地, 処分方法, 施設の処理能力	
⑤ 委託契約の有効期間	
⑥ 受託者に支払う料金	
⑦ 産業廃棄物処理業の事業範囲	
⑧ 【運搬委託】受託者が積替え・保管を行う場合には、積替え・保管場所の所在地, 保管できる産業廃棄物の種類, 保管上限	
⑨ 【安定型産業廃棄物の処理委託】積替え・保管場所で、他の廃棄物と混合することの諾否等に関する事項	
⑩ 委託者の有する産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の事項に関する情報	
イ 産業廃棄物の性状, 荷姿に関する事項	
ロ 保管状況下での腐敗, 揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項	
ハ 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項	
ニ 次の産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項	
廃パーソナルコンピュータ, 廃ユニット形エアコンディショナー	
廃テレビジョン受信機, 廃電子レンジ, 廃衣類乾燥機, 廃電機冷蔵庫, 廃電機洗濯機	
ホ 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨	
ヘ その他、産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項	
⑪ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項	
⑫ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項	
⑬ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	
(3) 委託契約書に許可証等の写しが添付されていますか(令第6条の2, 規第8条の4)	
(4) 委託契約書等は、契約終了の日から5年間保存していますか(令第6条の2, 規第8条の4の3)	
(5) 再委託の承諾をしたときは、その写しを5年間保存していますか(令第6条の2, 規第8条の4の4)	
その他 [法定事項ではありませんが、排出事業者責任を果たし、適正処理を確保するうえで重要な項目です]	○or×
(委託先が、優良産業廃棄物処理業者や格付け認定業者であることを考慮していますか)	
(契約内容について自ら決定しましたか)	
(産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していますか)	
※適正な対価を負担していないときは、排出事業者が措置命令(法第19条の6)の対象となる場合があります	
(廃棄物データシート(WDS)を委託契約書に添付していますか)	

○ 産業廃棄物管理票（紙マニフェストの場合）

1. 【廃棄物引渡し時】マニフェストを適切に交付していますか（法第12条の3，規第8条の20,21）	○or×
(1) 産業廃棄物の種類ごと、及び運搬先ごとに交付していますか	
(2) 下記の事項がマニフェストに記載した事項と相違がないことを確認のうえ交付していますか ①産業廃棄物の種類、②数量、③受託者の氏名又は名称、④中間処理業者にあつては省令の事項	
(3) マニフェストには、下記の法定事項を全て記載していますか（規第8条の21） ① 交付年月日及び交付番号 ② 氏名又は名称及び住所 ③ 排出事業場の名称及び所在地 ④ 交付担当者の氏名 ⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所 ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地（積替え保管を行う場合は、積替え保管場所の所在地） ⑦ 荷姿 ⑧ 最終処分を行う場所の所在地 ⑨ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量 ⑩ 中間処理業者にあつては、省令に定める事項	
(4) 交付したマニフェストの写し（A票）を保存していますか（交付日から5年間）	
2. 【処理終了後】受託者から送付されたマニフェストを適切に処理していますか（法第12条の3）	○or×
(1) 期間内（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日，最終処分の場合は180日））に受託者からマニフェストの写しは返送されていますか	
(2) 運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことをマニフェストの写しで確認していますか	
(3) 送付されたマニフェストの写しに不審な点（虚偽記載等）がないか確認していますか	
(4) 送付されたマニフェストの写し（B2票、D票、E票（積替え保管がある場合はB4票、B6票も含む））を保存していますか（送付を受けた日から5年間）	
(5) 期間内に（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日，最終処分の場合は180日））マニフェストの写しが返送されなかった場合、次の措置を講じていますか ① 速やかに運搬又は処分の状況を確認すること ② 生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じること ③ 期間の経過後30日以内に「措置内容等報告書」を振興局に提出すること	
(6) マニフェストは、定められた期限（送付を受けた日から5年間）保存していますか	
3. 【毎年度】マニフェストの交付状況を報告していますか（法第12条の3）	○or×
前年度の産業廃棄物管理票の交付状況に係る「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を当該年度の6月30日までに振興局に提出していますか	

○ 産業廃棄物管理票（電子マニフェストの場合）

1. 【廃棄物引渡し時】電子マニフェストを適切に登録していますか（法第12条の5，規第8条の31の3）	○or×
(1) 速やかに（遅くとも引き渡し後3日以内に）情報処理センターへ登録していますか	
2. 【処理終了後】情報処理センターからの通知を適切に確認していますか（法第12条の5）	○or×
(1) 運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことを通知により確認していますか	
(2) 登録事項に不審な点（虚偽記載等）がないか確認していますか	
(3) 期間内（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日，最終処分の場合は180日））に運搬又は処分終了の報告が登録されていない旨、情報処理センターから通知を受けた場合、次の措置を講じていますか ① 速やかに運搬又は処分の状況を確認すること ② 生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じること ③ 期間の経過後30日以内に「措置内容等報告書」を振興局に提出すること	

○ 定期報告等

1. 【多量排出事業者】産業廃棄物の発生量が1,000 t以上の事業者 特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上の事業者	○or×
(1) (特別管理) 産業廃棄物処理計画書 (法第12条第9項, 規第8条の4の5) 前年度に多量排出事業者該当した場合、6月30日までに、振興局に計画書を提出していますか	
(2) (特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第12条第10項, 規第8条の4の6) (1) の計画書を提出した翌年度の6月30日までに、振興局に当該計画の実施状況を報告していますか	
2. 【準多量排出事業者】産業廃棄物の発生量が500 t以上1,000 t未満の事業者	○or×
(1) 産業廃棄物処理計画書 (条第9条の2第1項, 条規第3条の2) 前年度に準多量排出事業者該当した場合、6月30日までに、振興局に計画書を提出していますか	
(2) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (条第9条の2第1項, 規第3条の3) (1) の計画書を提出した翌年度の6月30日までに、振興局に当該計画の実施状況を報告していますか	
3. 自らの事業活動によって生じた廃棄物を処理するために、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者	○or×
産業廃棄物処理実績報告書 (法第18条第1項) 毎年度6月30日までに、前年度1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理実績を取りまとめ、振興局に報告書を提出していますか	
4. 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者	○or×
特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (法第18条第1項) 毎年度の6月30日までに、前年度1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理実績を取りまとめ、振興局に報告書を提出していますか (※PCB廃棄物保管事業者は、別途届出が必要です。)	

○ 自ら処理

1. 【運搬時】自ら産業廃棄物の収集運搬を行う場合、適切に処理を行っていますか	○or×
(1) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬基準を遵守していますか	
2. 【処分時】自ら産業廃棄物の処分を行う場合、適切に処理を行っていますか	○or×
(1) (特別管理) 産業廃棄物処分基準を遵守していますか	
(2) 産業廃棄物処理施設 (令第7条に定めるもの) を設置しようとする場合、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けていますか (法第15条第1項、令第7条)	
(3) (2) の許可を受けている場合、産業廃棄物処理責任者を設置していますか (法第12条第8項)	
3. 自ら処理に関する帳簿を作成していますか (法第12条第13項、法第12条の2第14項等)	○or×
以下のいずれかに該当する場合、帳簿を備え、決められた事項を記載し、5年間保存していますか ①焼却施設、②法第15条に規定する産業廃棄物処理施設、③排出事業場外で自ら処分又は再生、④特別管理産業廃棄物を自ら運搬又は処分	

備 考

- 1 提出先の振興局とは、**事業場の所在地**が

盛岡市外・・・盛岡市を除く管轄広域振興局保健福祉環境部等

盛岡市内・・・盛岡市（環境部 廃棄物対策課）

(※事業場が複数ある場合は、振興局・盛岡市あてそれぞれに提出が必要な場合があります。)

となります。

- 2 盛岡市においても、岩手県と同内容の条例・規則を制定しています。

循環型地域社会三条例による本県の 取組みについて

【「循環型地域社会三条例」とは】

- ①循環型地域社会の形成に関する条例（「循環条例」と略します。）
- ②県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
- ③岩手県産業廃棄物税条例

令和7年度産業廃棄物排出事業者等説明資料

岩手県環境生活部資源循環推進課

青森・岩手県境不法投棄事案について

【面積】約27ha（岩手県二戸市：約16ha、青森県田子町：約11ha）

【投棄量】約100万 m^3 （岩手県二戸市：27万 m^3 、青森県田子町：79万 m^3 ）



両県の廃棄物の合計量
約100万 m^3

【不法投棄された廃棄物の概要】

燃え殻、廃プラ、汚泥、ドラム缶（廃油）、
医療系廃棄物、パークなど
⇒約12,000社から排出された廃棄物（9割近
くが首都圏）



廃棄物の撤去の
ほか、汚染土壌、
地下水汚染対策
（1.4 - ジオキサ
ンの浄化対策）
を実施

青森県：田子町
面積：約11ha
投棄量：約79万 m^3 、約115万t
事業費：約477億円

岩手県：二戸市
面積：約16ha
投棄量：約27万 m^3 、約35万t
事業費：約250億円

令和4年度末にすべての原状回復事業を完了

1 県外搬入の事前協議義務 (循環条例第8条)

- ・ 自県（圏）内処理 の原則の実現
- ・ 県境不法投棄事件の対象物の大半が県外の産業廃棄物であったことの教訓

「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」
を別途制定し、次の搬入条件を満たすもののみ受入可能

- ① 県外産業廃棄物が次のいずれかに該当すること
 - ・ 専ら製品の製造又はエネルギー回収のための原材料又は燃料として循環的に利用するためのもの（県内循環的利用のための中間処理も含む。）
 - ・ 貴金属の回収のためのもの
 - ・ 青森県及び秋田県（自圏内）からの搬入であるもの
 - ・ 特殊事情があると知事が認めるもの
- ② 搬入経路が明確であること
- ③ 生活環境保全措置が講じられていること

•

•

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例について

県外で発生した産業廃棄物の秩序ある搬入のため、事前協議を義務付けるとともに、契約に基づき、搬入量に応じた環境保全協力金の納入を求めるもの。

○事前協議

- ・ 搬入する産業廃棄物の種類、数量及び処理方法等を予め県と協議。
- ・ 協議後の搬入期間は1年間。ただし、格付け事業者などの優良事業者を活用した場合は、格付けランクに応じて搬入期間の特例（2～4年間）あり。

○環境保全協力金

- ・ 処理目的別に、搬入の実績に応じた協力金を県へ納入。

最終処分：500円/ t 中間処理：200円/ t リサイクル50円/ t

- ・ 協力金は、産業廃棄物の減量化や技術開発に取り組む企業の支援、リサイクル技術の研究開発支援等に活用。

•

•

2 処理業者の格付け制度 (循環条例第13条)

- ・産業廃棄物の適正処理のためには、法制度の制定や指導に加え、優良な産業廃棄物処理業者の育成が有効。
- ・排出事業者は、優良な処理業者を選定するために有効な情報提供を行うこと。

- ・産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」が格付けを行い、公表
- ・岩手県産業廃棄物処理業者育成センターとして、知事は、「一般社団法人岩手県産業資源循環協会」を指定

2 処理業者の格付け制度 (循環条例第13条)

○認定基準

- ・「マネジメント機能」及び「施設・設備機能」の評価項目において、必須項目を全て満たしていること
- ・評価項目の総合評価点数が40点以上であること

○格付け区分

★★★	総合評価点数が80点以上でかつ、育成センターに保証金を預託していること及び環境省評価制度に対応する項目を満たしていること
★★	総合評価点数が60点以上で★★★の基準に満たないこと
★	総合評価点数が40点以上60点未満であること

3 再生資源利用認定製品 (循環条例第10条)

県は、廃棄物等の再生資源を利用した、一定の基準を満たす優良なリサイクル製品を認定し、リサイクル製品の需要の拡大と資源の有効利用を促進。

- ・ 令和5年度末現在、167製品が認定を受けています。
- ・ 製品は、県のホームページ又は「再生資源利用認定製品カタログ」で確認できます。

※カタログは、県庁資源循環推進課のほか、各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターにて配布しています。

認定製品の
一例



3 再生資源利用認定製品 (循環条例第10条)

【県は】

- ・ 認定製品の性能や価格等を考慮しながら物品の購入や工事で使用する資材において優先的使用に努めます。
- ・ 認定製品の利用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村などに積極的にPRします。

【事業者は】

- ・ 認定製品に認定マークを表示し、製品をPRすることができます。
- ・ 「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」において、広告宣伝、展示会への出展など、自ら製造するリサイクル製品の商品力強化又は販売促進の取組みの補助を受けることができます。



岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金について

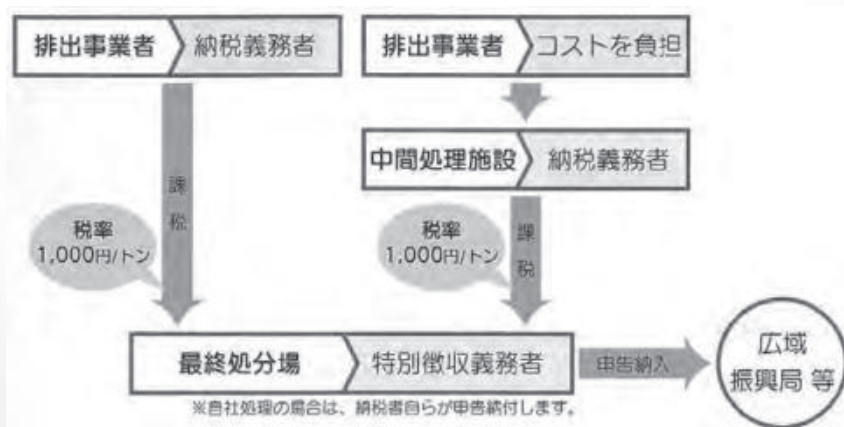
事業者が主に県内で発生する産業廃棄物等の3Rの推進に関する取組を行う場合に、その経費の一部を補助する制度。

1 応募資格 (補助対象者)	県内に事業所を置く又は置こうとする事業者(特定非営利活動促進法に基づき認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)を含みます。)など	(4) 廃棄物利用製品開発推進事業	対象事業 県内の事業者等が、主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用した製品の開発を行うために実施する事業
2 補助対象事業	本補助金には、7つのメニュー(事業区分)があり、事業内容や補助率等は以下の(1)~(7)のとおりとなっています。	補助率 補助対象経費の1/2以内	補助金額 100~1,000万円
(1) 企業内ゼロエミッション推進事業	対象事業 県内の事業者等が、自ら排出する産業廃棄物等の発生抑制等を行うために実施するものであって、先達性のある事業	補助率 補助対象経費の1/2以内	補助金額 100~1,000万円
(2) 地域・企業間ゼロエミッション推進事業	対象事業 県内の事業者等が、共同で当該事業者等が排出する産業廃棄物等の発生抑制等を行うために実施するものであって、先達性のある事業	補助率 補助対象経費の2/3又は1/2以内	補助金額 100~3,000万円(複数の事業者で共同される法人格を有する場合は100~4,500万円)
(3) 廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業	対象事業 県内の事業者等が、自ら排出する産業廃棄物等又は主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等の発生抑制等に係る新技術の研究開発を行うために実施する事業	補助率 補助対象経費の10/10、2/3又は1/2以内	補助金額 100~1,000万円
(5) 廃棄物利用製品製造推進事業	対象事業 県内の事業者等が、主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用した製品の製造を行うために実施する事業	補助率 補助対象経費の1/2以内	補助金額 100~1,000万円(設備の整備費100~1,500万円)
(6) ゼロエミッション普及促進事業	対象事業 知事が別に指定する事業者又は県内の事業者等(ただし、会社又は個人にあっては、中小企業者に限る。)が、産業廃棄物等の減量化又は資源化を推進するために定められた計画に基づき、自ら排出する産業廃棄物等(バイオディーゼル燃料を製造する場合にあっては、自ら又は県内の事業者等が排出する産業廃棄物等)の発生抑制等を行うために実施する事業	補助率 補助対象経費の1/3以内	補助金額 100~500万円
(7) 環境産業育成支援事業	対象事業 知事が別に指定する事業者が、自ら製造するリサイクル製品の品質強化又は販売促進の取組を行う事業及び補助金の交付を受けて事業区分、上記(1)から(6)までの事業によって開発され、又は製造された製品又は技術の利用促進を目的として実施する事業	補助率 ① 岩手県再生資源利用認定製品に関する取組みの場合 補助対象経費の1/2以内で、30万円以上300万円以下 ② ①以外の取組みの場合 補助対象経費の1/3以内で、20万円以上200万円以下	補助金額
3 公募期間	県ホームページ等でお知らせします。		

岩手県産業廃棄物税条例について

本県の生活環境保全のため、産業廃棄物の発生抑制、減量化、及びリサイクル等の適正処理の促進に関する施策の費用に充てるもの。

- 産業廃棄物を最終処分場に搬入した場合に課税。
- 税率は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円。
- 税の使途は、産業廃棄物の減量化や技術開発に取り組む企業の支援、リサイクル技術の研究開発支援等に活用。



ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理について

岩手県環境生活部資源循環推進課

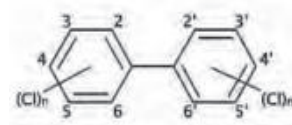
1

PCBについて

◆ PCB (Polychlorinated biphenyl): ポリ塩化ビフェニル

- ▶ 人工的に作られた油状の化学物質
- ▶ 化学的に安定な性質

〔 水に溶けにくい、沸点が高い、燃えにくい、
熱で分解しにくい、電気絶縁性が高い等 〕



用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯安定器・家電用コンデンサー 電力用コンデンサー
熱媒体		化学製品等の製造工場の熱媒体
潤滑油		機械の高温用潤滑油、油圧オイル
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒） 印刷インキ、難燃性・耐食性・耐水性塗料

2

PCBについて

PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こす

カネミ油症事件

昭和43年、食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害が発生

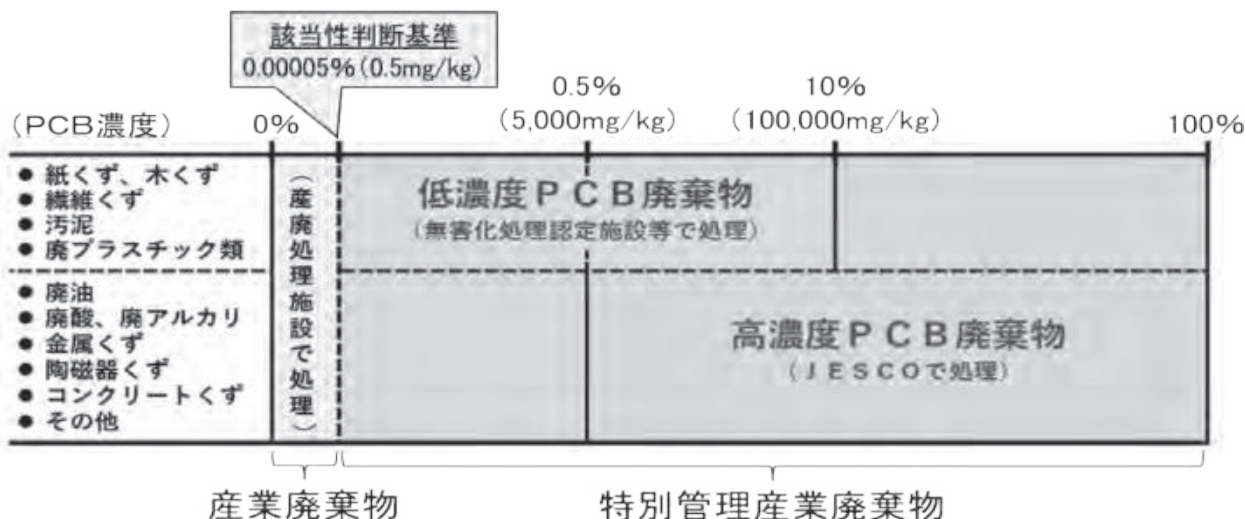
昭和47年 行政指導により製造中止、回収等の指示

平成13年 PCB廃棄物特別措置法*施行

* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

3

PCB廃棄物について



4

PCB含有の有無の判別について

変圧器・コンデンサー

◆高濃度PCBの可能性があるもの

銘板情報から確認

昭和28年(1953年)から昭和47年(1972年)に国内で製造された変圧器・コンデンサー

【参照】(一社)日本電気工業会HP

(https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)

◆低濃度PCBの可能性があるもの

油分析により確認

- ▶ 平成2年(1990年)以前に国内で製造されたコンデンサー
- ▶ 平成5年(1993年)以前に出荷された変圧器
- ▶ 平成6年(1994年)以降に出荷されたが、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われた変圧器

5

PCB含有の有無の判別について

安定器

◆高濃度PCBの可能性があるもの

銘板情報から確認

- ▶ 昭和32年(1957年)1月から昭和47年(1972年)8月までに国内で製造された安定器
- ▶ 昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物に設置された安定器

【参照】(一社)日本照明工業会HP

(<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)

メーカーの情報も確認してください！

6

PCB廃棄物の処分期間等について

高濃度PCB廃棄物

◆処理施設

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)
北海道PCB処理事業所

◆処分期間

- ▶ 変圧器・コンデンサー
令和4年3月31日まで(終了)
- ▶ 安定器及び汚染物等
令和5年3月31日まで(終了)



7

PCB廃棄物の処分期間等について

低濃度PCB廃棄物

◆処理施設

民間の無害化処理認定施設、都道府県知事等許可施設

事業者名 ※ 東北地方に所在する焼却施設を抜粋	所在地	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
株式会社クレハ環境	福島県いわき市	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社	秋田県大館市	○	○	◎	○
ユナイテッド計画株式会社	秋田県秋田市	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社	秋田県鹿角郡			○	○
東京鐵鋼株式会社	青森県八戸市	○	○	○	○

【参照】環境省HP (<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

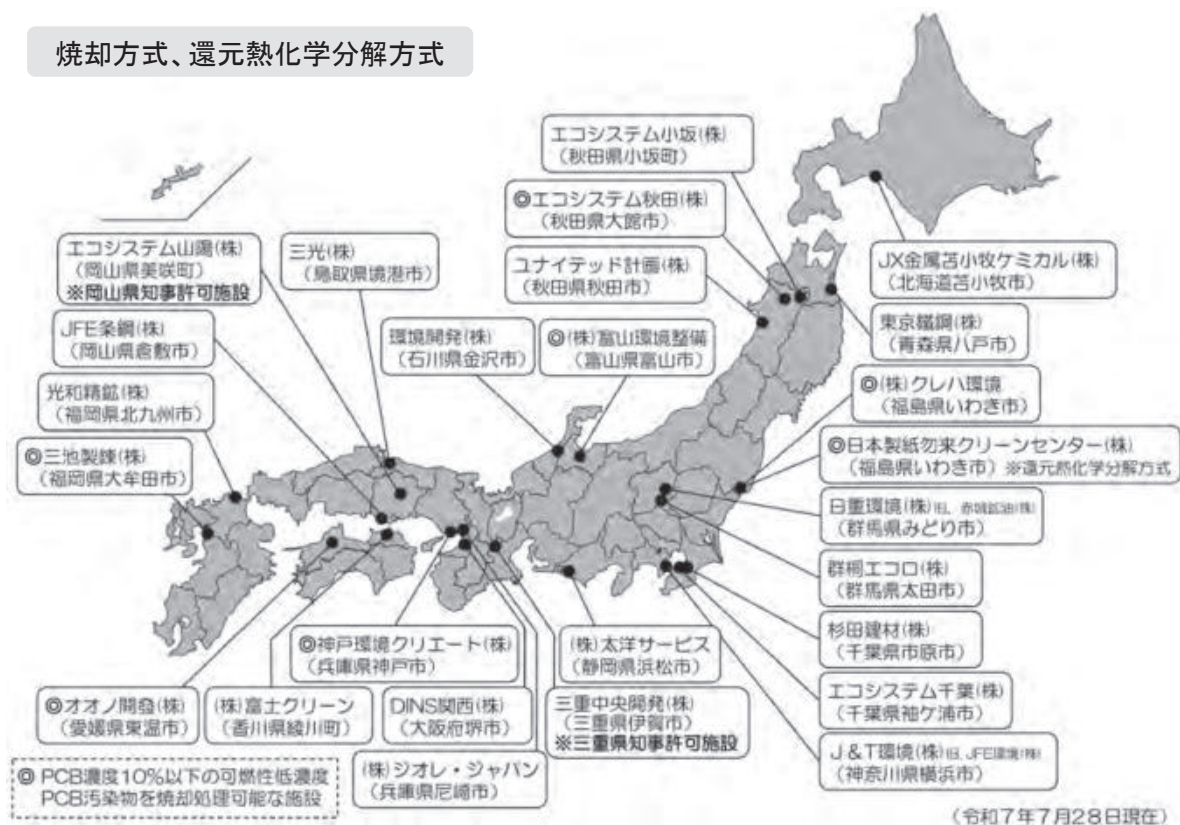
◆処分期間

令和9年3月31日まで

8

(参考)無害化処理認定施設等設置状況

焼却方式、還元熱化学分解方式



※ (公財)産業廃棄物処理事業振興財団HPより引用

9

まとめ

区分	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
PCB濃度	0.5% (5,000mg/kg) 超	0.00005% (0.5mg/kg) 超～ 0.5% (5,000mg/kg) 以下 ※ 可燃性汚染物は10% (100,000mg/kg) 以下
判別方法	銘板情報(製造年、型式、記号等)から判別	汚染を否定できない場合は、 油の分析により判別
処分期間	▶ 変圧器・コンデンサー 令和4年3月31日まで(終了) ▶ 安定器及び汚染物等 令和5年3月31日まで(終了) ※ 発見したらすぐに県か盛岡市 へ連絡してください！	令和9年3月31日まで ※ 期限が迫っていますので計画的な処理をお願いします！
処理施設	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO)	▶ 無害化処理認定施設 ▶ 都道府県知事等許可施設

石綿(アスベスト)飛散防止対策 の強化について

岩手県環境生活部環境保全課

石綿(アスベスト)とは

- ◇耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物
- ◇平成24年に製造・使用等が禁止になるまで多くが建築材料に使用
- ◇吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害発生の原因となる

【代表的なアスベスト(石綿)】



出典: THE ASBESTOS / せきめん読本(1996年日本石綿協会)

石綿含有建材の使用部位・種類等

1 吹付け石綿(レベル1建材)

- ◆ 鉄骨(S)造:主に柱や梁等の耐火、耐熱のために使用
- ◆ 鉄筋コンクリート(RC)造:天井・壁等の耐火、耐熱、吸音、結露防止、居室等の意匠として使用



出典: 目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)

石綿含有建材の使用部位・種類等

2 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材 (レベル2建材)

- ◆ 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火(吹付石綿の代替)として使用



出典: 目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)

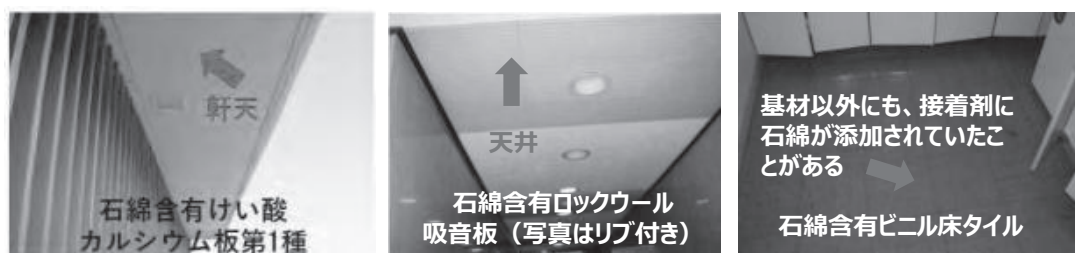
石綿含有建材の使用部位・種類等

3 石綿含有成形板等(レベル3建材)

- ◆ 一般住宅等も含め建物の内外装に多く使用

内装材(壁、天井、床等):耐火、吸音、結露防止、意匠等

外装材(外壁、軒天、屋根等):耐火、耐候、防水、意匠等



出典: 目で見るアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)

大気汚染防止法の改正内容

- 1 規制対象建材の拡大
- 2 事前調査の信頼性の確保
- 3 作業記録の作成・保存
- 4 罰則の強化・対象拡大

1 規制対象建材の拡大

- ◆ レベル3建材を含む全ての石綿含有建材が規制対象（特定建築材料）になりました。

	レベル1	レベル2	レベル3
特定建築材料の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有形成板等
作業基準	作業計画の作成 作業基準の遵守	作業計画の作成 作業基準の遵守	作業計画の作成 作業基準の遵守
特定粉じん 排出等作業 の実施届出	必要 (作業開始の14日前 まで)	必要 (作業開始の14日前 まで)	不要
事前調査	必要	必要	必要
適用開始	以前から	以前から	R3.4.1から適用

2 事前調査の信頼性の確保

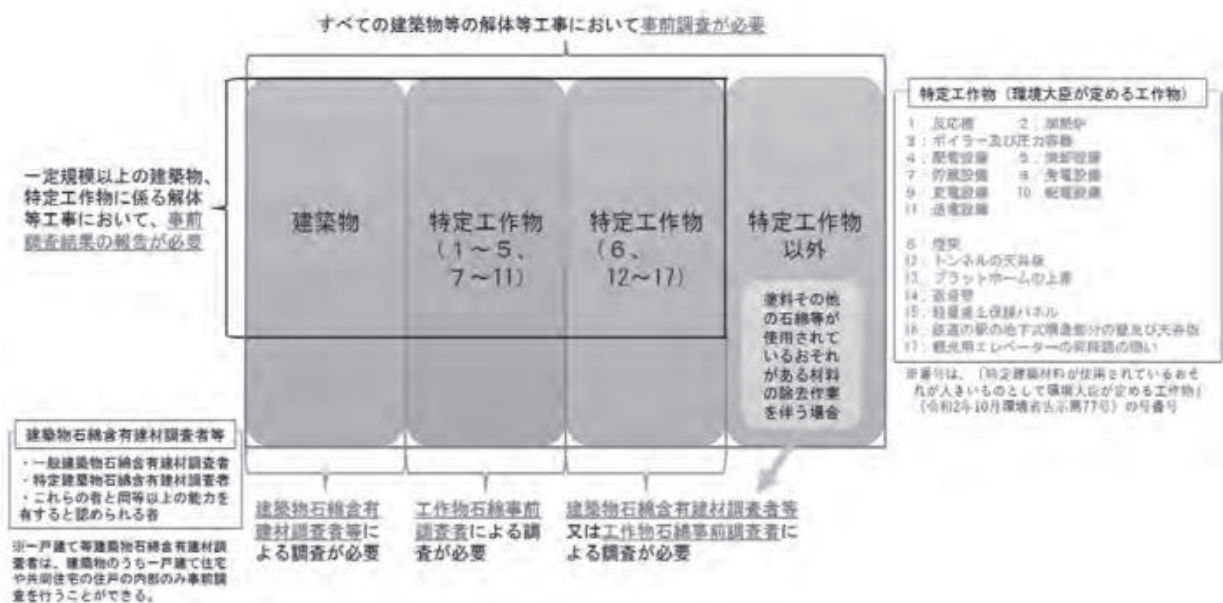
- ◆ 建築物・工作物の解体・改修工事を行う際には、建材に石綿が使用されているか調査する必要があります。

項目	内容
調査の方法	①設計図書その他による書面調査及び現地における目視調査(書面、目視どちらの調査も行う必要あり) ②書面及び目視調査で石綿の使用が不明の場合、分析調査を行う又は使用ありとみなす
調査対象	すべての建築材料
実施主体	解体等工事の元請業者又は自主施工者

有資格者による事前調査の義務化

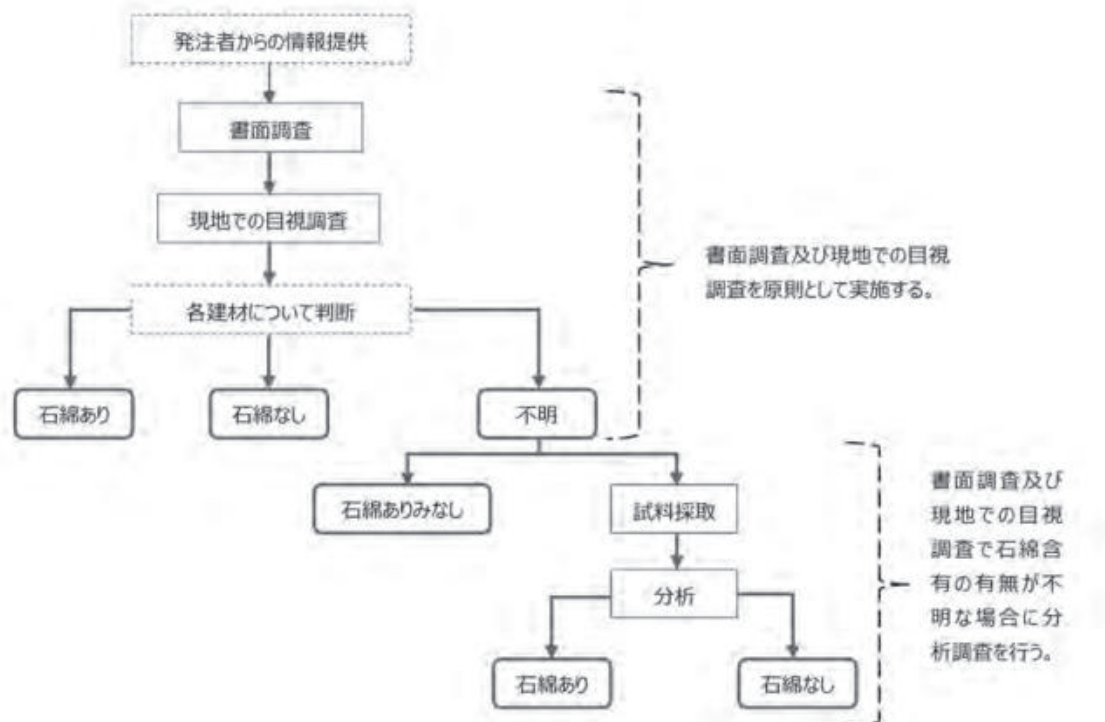
	調査者の資格
建築物 R5.10.1～	①一般建築物石綿含有材調査者 ②特定建築物石綿含有材調査者 ③一戸建て等石綿含有材調査者※ ④令和5年9月までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者 ※一戸建て、共同住宅の住戸の内部のみ実施可
一部の工作物 R8.1.1～	①工作物石綿事前調査者 ②一般建築物石綿含有材調査者 ③特定建築物石綿含有材調査者 ④令和5年9月までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者

事前調査における建築物・工作物(特定工作物・その他の工作物)の区分



出典: 令和5年6月23日付け 環境省通知資料

事前調査の流れ



出典：建築物用の解体等に係る石綿暴露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年厚生労働省・環境省）

事前調査の報告義務①

- ◆ 事前調査結果は、記録の保存、発注者への説明、工事現場での掲示、自治体への報告等の義務があります。

項目	内容
記録の保存	元請業者名、調査終了日、調査方法、結果等を記録 解体等工事の終了日から 3年間保存
発注者への説明	書面 により説明 説明書面の写しを 3年間保存
工事現場での掲示 現場への備え置き	A3サイズ （長さ42cm×幅29.7以上） 解体等工事期間中、常に 確認可能な状態 にする
自治体への報告 R4.4.1～	一定規模以上の工事は、調査の結果及び判断根拠、建築物等の概要、工事の概要、期間、着手年月日等を 石綿事前調査結果報告システム により報告

事前調査の報告義務②

- ◆ 事前調査結果報告は一定規模以上の解体等工事が対象となり、「石綿事前調査結果報告システム」を使用します。

項目	内容
報告が必要な工事	①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m ² 以上であるもの ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
石綿事前調査結果報告システム	大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができる WEBサイト https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp ※gBizID(https://gbiz-id.go)への登録が必要です。

発注者の事前調査への協力について

- ◆ 発注者の事前調査への協力について

(大気汚染防止法 第18条の15第2項)

発注者は調査に要する費用を適正に負担する等当該調査に協力しなければならない。

- ・元請業者の見積に、事前調査費用の記載はあるか？
- ・元請業者から、事前調査結果の報告はあったか？
- ・調査者の資格は適正か？

3 作業記録の作成・保存

- ◆ 特定粉じん排出等作業（レベル3を含む）の作業完了を発注者に報告し、作業記録等を保存する必要があります。

項目	内容
作業中の記録	作業の実施状況を記録し、工事終了まで保存（レベル1, 2を除去する場合は、負圧の状況、集じん・排気装置の稼働状況も記録）
作業が適切に行われていることの確認	元請業者は、作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認し、工事終了まで保存
作業が完了したことの確認	特定建築材料の取り残しがないこと等を石綿含有建材調査又は当該工事の石綿作業主任者が確認
作業の結果の報告	作業が完了したときは、発注者に結果を書面で遅滞なく報告し、書面の写し、作業記録を3年間保存

4 罰則の強化・対象拡大

- ◆ 隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、直接罰が適用されるようになりました。

項目	内容	罰則
除去等の措置の義務違反	レベル1又は2建材について、法令で定める除去等の方法によらずに排出作業を行ったとき	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（直接罰）
作業基準適合命令等違反	作業基準に従うべきことを命じられたにもかかわらず、命令に従わなかったとき	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
事前調査の結果の報告義務違反	事前調査結果を報告せず、又は虚偽の報告をしたとき	30万円以下の罰金

その他の主な改正事項

- ◆ 石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準が新設されました。

項目	内容
石綿含有成形板等(以下の建材を除く)	イ 切断、破砕等することなく建築物等から取り外す ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化(イが困難な場合)
けい酸カルシウム板第1種	除去部分周辺の養生及び湿潤化(イが困難な場合)を行い、除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理
仕上塗材	①薬液等により湿潤化 ②電気グラインダーその他の電動工具を使用する場合、除去部分周辺の養生、薬液等による湿潤化を行い、除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理

まとめ

- 1 石綿を含有する建材はレベル3も含めて全て規制対象となりました。
- 2 解体等工事を行う場合、石綿含有建材の調査結果を電子申請システムにより報告する必要があります(有資格者による調査が必要)。
- 3 作業の記録・保存、適正な作業完了の確認を行い、発注者に説明する必要があります。

参考

◆ 以下のWebサイトに関連情報の詳細があります。

1 改正大気汚染防止法について(環境省)

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

2 建築物石綿含有建材調査者講習(厚生労働省)

3 工作物石綿含有調査者講習(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

※調査者講習には受講資格があります。

御清聴ありがとうございました。

御質問等がありましたら

岩手県環境生活部環境保全課 (TEL:019-629-5356) 又は
最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターまで

「廃棄物データシート（WDS）」を活用した適正な処理のために必要な事項の情報の提供について

排出事業者は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の処理を処理業者に委託する場合には、法に定める委託基準に従って委託しなければなりません（法第12条第6項、第12条の2第6項）。委託基準においては、委託者の有する委託した「産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報（規則第8条の4の2第6号）」を委託契約の中で処理業者に提供することとされています。

なお、処理業者が当該産業廃棄物の処理を行う上で明らかに必要な情報を排出事業者が当該処理業者に提供しなかった場合は、委託基準違反として刑事処分の対象となり得るので注意が必要です（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金：法第26条第1号）。

規則第8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項（詳細略）

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

※下線部は、平成29年10月1日から施行

環境省は、廃棄物の提供に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、「適正な処理のために必要な事項に関する情報の提供について、排出事業者が参考にできるよう、廃棄物データシート（以下「WDS」という。）として具体的に示しています。

WDSの様式は、必要な廃棄物情報に関して具体化した項目を例示したものであり、様式の使用を法的に義務付けるものではありませんが、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載できるツールとして、形式的な書類手続きではなく、必要な情報が処理業者と共有されることが重要なため、記載にあたっては、排出事業者と処理業者双方でよくコミュニケーションを取り、両方で記載内容を確認の上作成のうえ活用してください。

ガイドラインや、WDSの様式・記載例などは、下記の環境省ホームページからダウンロードできます。

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称		所属			
		所在地	〒	担当者		TEL	
					FAX		
2	廃棄物の名称						
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他			MSDSがある場合、CAS No.		
	☐ 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他()					
	☐ 特別管理産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)					
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()					
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7	水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE)					
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン					
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)					
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()					

岩手県からのお知らせ

- | | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ① | P C B廃棄物の処理について | 60 ページ |
| ② | 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト
義務化について | 63 ページ |
| ③ | 太陽光発電設備を撤去等する際の注意点 | 66 ページ |
| ④ | 石綿含有建材の事前調査について | 69 ページ |
| ⑤ | 土地の形質変更届について | 76 ページ |
| ⑥ | 産業廃棄物処理業者格付け・保証金制度について | 79 ページ |
| ⑦ | エコ協力店いわて認定制度について | 81 ページ |

① P C B 廃棄物の処理について

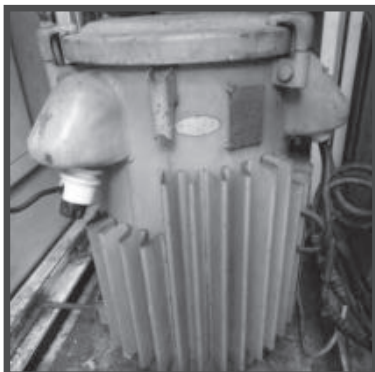
処分していないPCB廃棄物はありませんか？

発見したら速やかに御連絡ください！

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です。



コンデンサー



トランス（変圧器）

【確認の仕方】

○電気機器の**変圧器**や**コンデンサー**には、製造年によって絶縁油にPCBが使用されている場合があります。当該機器を使用・保管している場合は、工場・事業所の電気保安技術者等に相談してください。

通電中は感電の恐れがあり危険です。銘板は、必ず電気保安技術者が確認してください。



蛍光灯（業務用）の安定器

業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、

【確認の仕方】

○事業用建物や屋外の**照明器具**（**蛍光灯**、**水銀灯**、**低圧ナトリウム灯**等）に使用されている**安定器**にはPCBが使用されている可能性があります。照明器具等のメンテナンスをお願いしている電気店に相談等してください。

※ PCBが含有する安定器か自分で確認する場合

安定器に貼付された銘板に記載しているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。（<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>）

PCBは電気機器等の絶縁油として広く使われてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年以降、製造や新たな使用は禁止されました。



急いで確認し、県まで連絡してください



1 岩手県内のPCB廃棄物の処分先と処分期限について

- ・PCB廃棄物は定められた期限を過ぎると処分することができなくなります。
- ・国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、定められた期限までに処分をしないと罰則の対象となります。

	高濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）を超えるもの	低濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）以下のもの、 可燃性PCB汚染物は10%（＝100,000ppm）以下のもの
処理先	○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB事業所（JESCO） 電話 03-5765-1197	○無害化処理認定施設等 → 下記一覧表を参照のこと
期 限	○変圧器・コンデンサー等 <u>令和4年3月31日まで（終了※）</u> ○安定器及び汚染物等 <u>令和5年3月31日まで（終了※）</u>	○全て 令和9年3月31日まで
料 金	上記JESCOに御確認ください。	事業者にご確認ください。

※ 新たに高濃度PCB廃棄物の保管を確認した場合は、速やかに県庁資源循環推進課（盛岡市内の場合は盛岡市廃棄物対策課）またはお近くの振興局廃棄物担当まで御連絡ください。

なお、JESCOでの処理は、令和7年10月15日登録受付分（前倒しで登録受付終了となる場合があります。）までとなり、それ以降は処理ができなくなります。

事業者名 （低濃度PCB廃棄物処理） ※ 東北地方に所在する焼却施設を抜粋	所在地	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
株式会社クレハ環境 TEL 0246-63-1231	福島県いわき市	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社 TEL 0186-46-1500	秋田県大館市	○	○	◎	○
ユナイテッド計画株式会社 TEL 018-877-3027	秋田県秋田市	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社 TEL 03-6847-7011	秋田県鹿角郡			○	○
東京鐵鋼株式会社 TEL 0178-28-9191	青森県八戸市	○	○	○	○

※◎は10%以下の可燃性PCB汚染物の処理が可能な施設

2 処理費用の融資制度や費用割引制度について

(1) 日本政策金融公庫による融資制度

「環境・エネルギー対策資金（PCB廃棄物処分関連）」の融資対象となります。
詳しくは日本政策金融公庫盛岡支店（TEL 019-623-6125）にお問い合わせください。

(2) 中小企業者等に向けた処理費用の支援

- ① 高濃度PCB廃棄物を処分する場合は、処分費用の軽減措置があります。
- ② 低濃度PCB廃棄物：詳しくはJESCO（TEL 03-5765-1920）にお

【お問い合わせは、県庁資源循環推進課またはお近くの振興局廃棄物担当まで】
県庁資源循環推進課 電話 019-629-5366 FAX 019-629-5369

② 特別管理産業廃棄物多量排出事業者 の電子マニフェスト義務化について

一部事業者に電子マニフェストの使用が義務化されています！

令和2年から特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用**が義務付けられています！

どんな事業者が対象なの？

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、**前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量50トン以上**の事業者が対象です！
（PCB廃棄物は50トンの中に含めません。）

そもそも電子マニフェストって何？

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター※を介したネットワークでやり取りする仕組みです。

※電子マニフェスト制度の詳細及び導入方法などについては、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターホームページのお問い合わせフォームより直接お問い合わせください。



検索 電子マニフェストの仕組み

左図は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHPから引用



電子マニフェストのメリットは？

- ・パソコンのほか、スマホ・タブレットでも情報入力が可能
- ・紙伝票の保管が不要（5年間システムの記録を確認可能）
- ・法定記載事項の記載（入力）漏れがない
- ・毎年のマニフェスト交付等状況報告書は提出不要

電子マニフェストの説明会はあるの？

- ・例年、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが説明会を開催しています。

検索 電子マニフェスト 説明会

- ・また、岩手県でも毎年、電子マニフェストの操作体験可能な導入実務研修会を開催しています。

その他

- ・廃棄物処理法施行規則の改正（2027年4月1日施行）により、処分業者が行う電子マニフェストの「処分終了報告（最終）」「最終処分終了報告」に入力項目が追加されます。
- ・電子マニフェストを使える業者に委託できない場合などには、紙マニフェストの使用が例外として認められます。
- ・電子マニフェスト使用義務者が、登録することが困難な場合に該当しないにもかかわらず、紙マニフェストを交付した場合は、勧告、公表、命令を経て1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科せられる場合があります。



エコル

【お問い合わせは、お近くの広域振興局保健福祉環境部若しくは県庁環境生活部資源循環推進課まで】 岩手県環境生活部資源循環推進課 TEL:019-629-5388

③ 太陽光発電設備を撤去等する際の注意点

解体・撤去業者及び廃棄物処理業者の皆様へ

太陽光発電設備を撤去等する際の注意点

- ☀ 太陽電池モジュールは、破損していても光が当たると発電します。
- ☀ 破損した太陽光発電設備の撤去、保管及び運搬を行う際の4つのポイントをお知らせします。

Point① 感電の防止

- ☀ 太陽電池モジュールは光が当たると発電します。太陽光発電設備のパワーコンディショナーや、太陽電池モジュールと電線との接続部は、水没・浸水している時に接近又は接触すると感電する恐れがあります。感電防止に十分注意してください。

【感電防止のために】

- ・ 太陽電池モジュールの表面を下にするか、表面を段ボール、ブルーシート、遮光用シート等で覆い、発電しないようにすること。
- ・ 複数の太陽電池モジュールがケーブルで繋がっている場合、ケーブルのコネクタを抜き、ビニールテープなどを巻くこと。その際、乾いた軍手、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用すること。
- ・ モジュール周辺の地面が湿っている場合や太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電の可能性がある場合は不用意に近づかず、電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受けること。
- ・ 降雨・降雪時には極力作業を行わないなど、感電リスクを低減させること。

Point② 破損等によるケガの防止

- ☀ 太陽光モジュールは大部分がガラス製品です。破損によりケガをしないよう十分に注意してください。

【ケガ防止のために】

- ・ 破損に備えて保護帽、厚手の手袋（革製等）、保護メガネ、作業着等を着用すること。

Point③ 水濡れ防止

- ☀ ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水などの水濡れによって含有物質が流出したり、感電の危険性が高まる恐れがあります。

【水濡れ防止のために】

- ・ 保管の際はブルーシートで覆う。
- ・ 運搬の際は荷台をブルーシートで覆う、又は、屋根付きトラックで運送する。

Point④ 立入の禁止

- ☀ 太陽光パネルによる感電、ケガを防ぐため、保管場所にみだりに人が立入しないようにしてください。

【立入防止のために】

- ・ 保管場所には囲いを設け、貼り紙等で注意を促すこと。

☀ 使用済み太陽光発電設備を処理委託する際の注意点

- ・ 委託する産業廃棄物処理業者の許可品目に「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」が含まれていることを確認すること。
- ・ 鉛等有害物質の含有の有無を伝え、委託契約書や産業廃棄物管理票に「使用済み太陽電池モジュール」であることを明記すること。
※ 有害物質の含有の有無については、メーカーに確認するか、一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）のHPを参考にしてください。
- ・ 太陽電池モジュールは「電気機械器具」に該当するため、埋立処分する場合は管理型最終処分場に埋め立てること。

- ☀ 太陽光発電設備の撤去・運搬・処分に関する詳細は、環境省が作成した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」をご確認ください。

環境省ホームページ URL https://www.env.go.jp/page_00817.html

【お問い合わせ先】 岩手県環境生活部資源循環推進課 <TEL> 019-629-5366
又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで

④ 石綿含有建材の事前調査について

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要がある。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID

<https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。



水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL03-3581-3351（代表）
<http://www.env.go.jp/>

（令和5年7月）

事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額※²が100万円以上であるもの
- ③ 工作物※³を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※¹ 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※² 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※³ 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等※⁴に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】※⁵

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）※⁶

※⁴ 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※⁵ 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望めます。

※⁶ 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。



事前調査を行うことができる者

- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL03-3581-3351（代表）
<http://www.env.go.jp/>
(令和5年7月)

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月末現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

☛ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

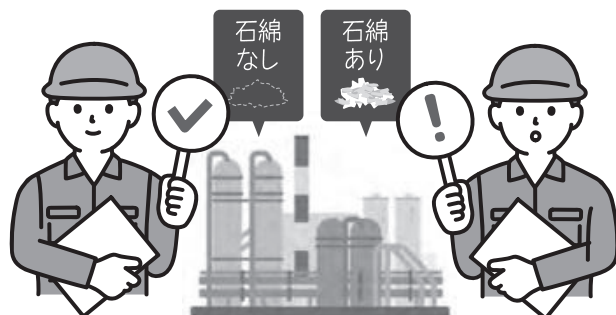
令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



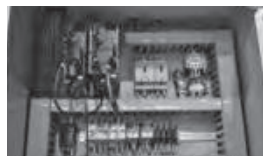
貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です!
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する
おそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備※ ² |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備※ ³ |
| ☐ ボイラー及び压力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備※ ¹ | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備※ ⁴ |

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※⁵
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※⁶
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい

工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

いいえ

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

※4 ケーブルを含む。

※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

⑤ 土地の形質変更届について

土地の掘削・盛土、宅地造成等の際には 事前の届出が必要です



土壤汚染対策法第4条第1項により、一定規模以上の土地の形質の変更を行う際には、工事着手の30日前までに都道府県知事に届出を行うことが定められています。

届出の対象面積

3,000㎡以上（水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の敷地にあっては900㎡以上）

提出書類

- 1 届出様式
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）
- 2 添付書類
 - ・ 位置図
 - ・ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
（掘削部分と盛土部分が明記されていること）
 - ・ 土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（登記事項証明書等、写し可）
 - ・ 土地利用履歴書（任意、様式自由）
 - ・ 土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報が記載された書類（任意）

土壤汚染対策法施行規則の改正に伴い、令和4年7月1日より、同意書からこちらに変更となりました。

詳しくはホームページをご覧ください。

岩手県 土地の形質の変更届



届出・相談窓口は裏面に記載しています。

土壌汚染対策法に基づく届出・相談窓口（岩手県）

担当窓口	電話番号	管轄地域
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (盛岡市内丸11-1)	019-629-6583	八幡平市、滝沢市、葛巻町、 岩手町、雫石町、矢巾町、 紫波町
県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (奥州市水沢大手町5-5)	0197-48-2422	奥州市、金ヶ崎町
県南広域振興局 保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 環境衛生課 (花巻市花城町1-41)	0198-41-5405	遠野市、西和賀町
県南広域振興局 保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター 環境衛生課 (一関市竹山町7-5)	0191-26-1412	一関市、平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (釜石市新町6-50)	0193-27-5538	釜石市、大槌町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課 (宮古市五月町1-20)	0193-64-2218	宮古市、岩泉町、山田町、 田野畑村
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課 (大船渡市猪川町字前田6-1)	0192-22-9814	大船渡市、陸前高田市、 住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (久慈市八日町1-1)	0194-66-9681	久慈市、洋野町、野田村、 普代村
県北広域振興局 保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター 環境衛生課 (二戸市石切所字荷渡6-3)	0195-23-9219	二戸市、軽米町、一戸町、 九戸村
盛岡市 環境部 環境企画課 ※ (盛岡市若園町2-18)	019-613-8419	盛岡市
花巻市 市民生活部 生活環境課 ※ (花巻市花城町9-30)	0198-41-3545	花巻市
北上市 生活環境部 環境政策課 ※ (北上市上江釣子17-201-2)	0197-72-8282	北上市

※ 盛岡市は中核市、花巻市及び北上市は土壌汚染対策法令権限移譲市であることから、取扱いが異なる場合があります。これらの市に提出する場合は、提出先に御確認くださいようお願いいたします。

(岩手県 環境生活部 環境保全課 作成)

⑥ 産業廃棄物処理業者格付け・保証金 制度について

格付け制度とは…

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、環境への先進的な取組等を行っている優良な業者を、県が指定した岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが3段階のランクで認定(格付け)し県民に公表する制度です。

〈対象者〉

岩手県内での業務実績が原則として1年以上ある者

〈認定基準〉

評価表のマネジメント機能及び、施設・設備機能の必須項目を全て満たしていること

評価表の評価項目の※総合評価点数が40点以上であること

〈※総合評価点数の算出方法〉

①収集運搬(積替保管なし)

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.8+施設・設備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

②収集運搬(積替保管)、中間処理及び最終処分

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.6+施設・設備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

〈格付け区分〉

★★★	総合評価点数が80点以上で育成センターに保証金を預託し環境省による制度に対応する項目を全て満たしていること
★★	総合評価点数が60点以上で★★★の基準に満たないこと
★	総合評価点数が40点以上で60点未満であること

〈認定申請料:消費税込〉

※令和5年度より改定

収集運搬	5万円
収集運搬(積替保管)、中間処理、最終処分のいずれか	8万円
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理又は最終処分	10万円
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理 + 最終処分	
中間処理 + 最終処分	

〈認定の有効期間〉

認定の日から令和9年の認定日まで。ただし前回★★★又は★★の認定を受けた者で、今回★★★の認定を受けた者については認定の日から令和10年の認定日まで。

格付け認定されると…

企業体質の見直しと強化ができるとともに、社会的信頼性の向上が期待されます。また、排出事業者が優良な処理業者を選ぶための有効な情報となります。

◎格付け事業者の率先活用方針(県による支援)

岩手県が排出する産業廃棄物(下水道汚泥、工業用水道汚泥、県立病院の医療系廃棄物等)の処理(収集運搬、処分等)は、原則として格付け事業者に委託することとしております。

保証金制度とは…

産業廃棄物処理業者が不慮の事故等に備えて、あらかじめ一定の保証金を育成センターに預託する制度です。

〈対象者〉

岩手県知事又は盛岡市長の産業廃棄物処理業の許可取得者(格付け認定を受けている者若しくは受ける予定の者)

〈保証金(預かり金)〉

一人につき100万円、ただし、(一社)岩手県産業資源循環協会会員は50万円

〈預託方法〉

保証金預託承諾書の交付を受けた日から1週間以内に育成センターの指定する口座に納めていただきます。

保証金預託すると…

事故などにより緊急に産業廃棄物の撤去等が必要な場合には、育成センターから保証金の返還をうけて措置を講ずることができ、委託された産業廃棄物の処理がより確実に行われることを排出事業者にアピールすることができます。

◎格付け制度において、評価表の評価項目として10点加点されます。

決定の時期・公表

- 保証金預託承諾 令和7年6月中旬
 - 格付け認定 令和7年6月下旬
- 格付け区分(★★★・★★・★)と、保証金預託者を育成センターホームページ等で公表します。

育成センターでは認定(格付け)業者、保証金預託者についてホームページで紹介します。

また、県や盛岡市ホームページの産業廃棄物処理業者名簿に掲載する等、県民、関係機関・団体等に広くPRしております。

格付け、保証金制度は、岩手県知事が(一社)岩手県産業資源循環協会を「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定し運営されております。

お問い合わせ先

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

(一般社団法人岩手県産業資源循環協会)

〒020-0023 盛岡市内丸16-15(内丸ビル5F)

TEL 019-625-2203

FAX 019-624-1920

URL <http://www.iwuc.jp>

E-mail info@iwuc.jp



平成31年4月1日より、岩手県産業廃棄物協会から「岩手県産業資源循環協会」に法人名が変わりました。



⑦ エコ協力店いわて認定制度について

地球にやさしい!

環境にやさしい!

エコ協力店いわて 認定店を利用しよう!

認定店の目印は
こちら!



岩手県3R
推進キャラクター
エコロル

「エコ協力店いわて認定制度」とは?

岩手県と県内の市町村が、環境に配慮し、ゴミの減量化等の目標を立てて取り組んでいる店舗を認定する制度です。

認定店舗では、資源物（食品トレー、ペットボトル、牛乳パック等）の回収や3010運動（宴会30分前と最後の10分は料理を楽しむ時間にする運動）の推進等に取り組んでいます。



- ・食品トレー
- ・ペットボトル
- ・牛乳パックなど



エコ協力店いわて認定店を利用することで、環境に配慮した行動につながり、社会全体としてもゴミの削減、環境負荷の低減につながっていきます。

みなさんもエコ協力店いわて認定店で環境にやさしいお買い物をはじめませんか?

制度に関するご質問・お問い合わせ・申請書の提出先

特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21 〒020-0021 盛岡市中央通2丁目8-20 アーバンタワーファースト305(☎019-605-8271)
または 岩手県環境生活部資源循環推進課 資源循環担当 〒020-8570 盛岡市内丸10-1(☎019-629-5367)



エコ協力店いわてを調べる

エコショップいわて認定店

小売店やサービス業を営む営業所



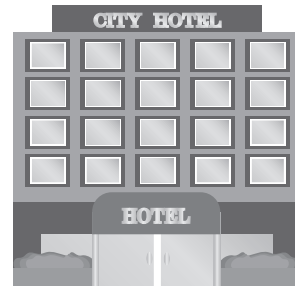
エコレストランいわて認定店

飲食店



エコホテルいわて認定店

ホテル・旅館等の宿泊施設



県内の認定店一覧、マップ等は
ホームページからご覧ください。

<https://ecoiwate.jimdofree.com/>



県内各認定店による取り組み例はこちらをご覧ください↓

各QRを読み込んで
調べることができます。

Facebook



Twitter



Reduce (リデュース)

Reduceとは、消費する資源を減らすことをいいます。

主な取り組み内容は

- ギフト包装簡素化の呼びかけ
- エコバッグやレンタカゴの推進
- 詰め替え商品の販売



Reuse (リユース)

Reuseとは、再使用することを行います。

主な取り組み内容は

- リターナブル瓶を使用した製品の取扱い
- フリーマーケットの開催



Recycle (リサイクル)

Recycleとは、再生利用することを行います。

主な取り組み内容は

- 使用済み天ぷら油の再資源化（バイオマス燃料等）
- 牛乳パック、ペットボトル、トレイ、電池等の回収



◆ 産業廃棄物に関する問い合わせ先 ◆

岩手県 環境生活部 資源循環推進課 ☎ 019-629-5366、5388	盛岡市 環境部 廃棄物対策課 ☎ 019-626-7573
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 （環境衛生課） ☎ 019-629-6563	県南広域振興局 保健福祉環境部 （環境衛生課） ☎ 0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター （環境衛生課） ☎ 0198-41-5405	一関保健福祉環境センター （環境衛生課） ☎ 0191-26-1412
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 （環境衛生課） ☎ 0193-27-5538	宮古保健福祉環境センター （環境衛生課） ☎ 0193-64-2218
大船渡保健福祉環境センター （環境衛生課） ☎ 0192-22-9814	県北広域振興局 保健福祉環境部 （環境衛生課） ☎ 0194-66-9681
二戸保健福祉環境センター （環境衛生課） ☎ 0195-23-9219	